

南国市地域防災計画

地震・津波対策編

平成 25 年 2 月

南国市防災会議

目 次

地 震 災 害 対 策	1
第 1 部 総則	3
第 1 章 計画の趣旨	5
第 1 節 計画の目的	5
第 2 節 計画の構成	5
第 3 節 重点を置くべき事項	6
第 4 節 計画の効果的な推進	8
第 5 節 計画の修正	8
第 2 章 南国市の特性	10
第 1 節 自然的条件	10
第 2 節 社会的条件	11
第 3 節 災害の特徴	11
第 4 節 被害想定	12
第 3 章 南国市防災会議	13
第 4 章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	14
第 1 節 防災関係機関の責務	14
第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	15
第 5 章 住民等の責務	23
第 2 部 災害予防対策	25
第 1 章 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方	27
第 2 章 地震に強いまちづくり	28
第 1 節 地震に強い都市構造の形成（建設課・都市整備課）	28
第 2 節 建築物の安全化（都市整備課）	28
第 3 節 ライフライン等の対策（上下水道局・企画課）	29
第 4 節 崖地、液状化対策（建設課・都市整備課）	30
第 5 節 危険物施設等の安全確保（消防本部）	30
第 6 節 災害応急対策等への備え	31

第7節 市の取組	31
第3章 住民の防災活動の促進.....	34
第1節 防災思想の普及、徹底.....	34
第2節 防災知識の普及、訓練（危機管理課・教育委員会・消防本部）.....	34
第3節 防災活動の環境整備（危機管理課・福祉事務所・商工観光課・消防本部）..	35
第4節 災害教訓の伝承（教育委員会）.....	37
第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	38
第1節 災害発生直前対策関係.....	38
第2節 情報の収集・連絡及び応急体制の整備（全課）.....	38
第3節 救助・救急、医療及び消火活動（消防本部・保健福祉センター・長寿支援課）.	43
第4節 緊急輸送活動（危機管理課・商工観光課・建設課・都市整備課）.....	43
第5節 避難収容及び情報提供活動（危機管理課・福祉事務所・建設課・都市整備課）.	45
第6節 物資の調達、供給活動（総務課・議会事務局・市民課・福祉事務所・上下水道局）	47
第7節 複合災害対策	49
第8節 応急復旧及び二次災害の防止活動（建設課・都市整備課・上下水道局・消防本部）..	49
第9節 防災訓練の実施（危機管理課・教育委員会・消防本部）.....	50
第10節 災害復旧・復興への備え（企画課・市民課・環境課・建設課・都市整備課）..	51
第3部 災害応急対策.....	53
第1章 災害発生直前の対策.....	55
第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立.....	61
第1節 災害情報の収集・連絡（災害対策本部）.....	61
第2節 通信手段の確保（総務課・危機管理課・消防本部）.....	63
第3節 発災後の活動体制（総務課・危機管理課・消防本部）.....	63
第4節 広域的な応援体制（総務課・危機管理課・消防本部）.....	72
第3章 救助・救急、医療及び消火活動.....	81
第1節 救助・救急活動（災害対策本部・消防本部）.....	81
第2節 医療活動（保健福祉センター・長寿支援課）.....	81
第3節 消火活動（消防本部）.....	82
第4節 惨事ストレス対策（保健福祉センター・消防本部）.....	82
第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	83
第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	83

第2節	交通の確保（警察署・道路管理者・関係機関）	84
第3節	緊急輸送（総務課）	86
第5章	避難収容及び情報提供活動	87
第1節	避難誘導（災害対策本部）	87
第2節	避難所の開設・避難者の受入れ（福祉事務所・施設管理者）	87
第3節	避難所の運営管理（福祉事務所・施設管理者）	88
第4節	応急仮設住宅等（都市整備課）	92
第5節	広域一時滞在（総務課・福祉事務所）	93
第6節	災害時要援護者への配慮（長寿支援課・福祉事務所・保健福祉センター）	93
第7節	被災者等への的確な情報伝達（企画課）	97
第8節	文教施設対策（教育委員会）	98
第9節	文化財対策（教育委員会）	98
第6章	物資の調達、供給活動の留意点	99
第7章	保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	100
第1節	保健衛生（環境課・長寿支援課・保健福祉センター）	100
第2節	防疫活動（長寿支援課・環境課・保健福祉センター）	100
第3節	遺体の処理等（福祉事務所・市民課）	101
第8章	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	104
第1節	社会秩序の維持	104
第2節	物価の安定、物資の安定供給	104
第9章	応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動	105
第1節	施設・設備等の応急復旧活動（総務課・建設課・都市整備課・上下水道局）	105
第2節	二次災害の防止活動（建設課・都市整備課・消防本部）	105
第3節	複合災害発生時の体制	107
第10章	自発的支援の受入れ	108
第1節	ボランティアの受入れ（福祉事務所）	108
第2節	義援物資、義援金の受入れ（福祉事務所・会計課）	109
第4部	災害復旧・復興	111

津波災害対策	115
第1部 総則	117
第1章 計画の趣旨	119
第1節 計画の目的	119
第2節 計画の構成	119
第3節 重点を置くべき事項	120
第4節 計画の効果的な推進	121
第5節 計画の修正	122
第2部 災害予防対策	123
第1章 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	125
第2章 津波に強いまちづくり	126
第1節 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方	126
第2節 津波に強いまちづくり（危機管理課・建設課・都市整備課）	126
第3章 住民の防災活動の促進	131
第1節 防災思想の普及、徹底	131
第2節 防災知識の普及、訓練（危機管理課・企画課・福祉事務所・教育委員会・消防本部）	131
第3節 住民の防災活動の環境整備（危機管理課・福祉事務所・商工観光課・消防本部）	134
第4節 災害教訓の伝承（教育委員会）	135
第4章 観測の充実・強化等	136
第5章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	137
第1節 災害発生時直前対策関係	137
第2節 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	139
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	140
第4節 緊急輸送活動	140
第5節 避難収容及び情報提供活動	140
第6節 物資の調達、供給活動	141
第7節 応急復旧及び二次災害の防止活動	141
第8節 防災訓練の実施	141
第9節 災害復旧・復興への備え	141
第3部 災害応急対策	143

第1章 災害発生直前の対策	145
第1節 津波警報の伝達	145
第2節 住民等の避難誘導	150
第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	151
第1節 災害情報の収集・連絡.....	151
第2節 通信手段の確保	151
第3節 発災後の活動体制	152
第4節 広域的な応援体制	152
第3章 救助・救急、医療及び消火活動	153
第1節 救助・救急活動	153
第2節 医療活動	153
第3節 消火活動	153
第4節 惨事ストレス対策	153
第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	154
第5章 避難収容及び情報提供活動	154
第6章 物資の調達、供給活動の留意点	154
第7章 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	155
第1節 保健衛生	155
第2節 防疫活動	155
第3節 遺体の処理等	155
第8章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	156
第9章 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動	156
第10章 自発的支援の受入れ	156
第4部 災害復旧・復興	157

地震災害対策

第 1 部 総則

第 1 章 計画の趣旨

計画の目的や効果的な推進及び重点を置くべき事項等について定める。

第 1 節 計画の目的

「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づくこの計画は、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災や平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を礎に、近年の社会構造の変化等を踏まえ、本市に係る各種の災害に関し、市の処理すべき事務並びに業務を中心として、防災関係機関、住民、事業者それぞれの役割を明確にして市域における防災上必要な施策を定め、災害の拡大防止と被害の軽減を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第 2 節 計画の構成

南国市地域防災計画は「一般対策編」、「地震・津波対策編」及び各「資料編」とし、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条の規定に基づく「南国市水防計画」とも十分な調整を図る。

本計画においては、地震災害、津波災害、風水害（自然災害）及び航空災害、道路災害、鉄道災害、大規模な火事災害、林野火災、危険物等災害、海上災害、原子力災害など大規模な事故による被害（事故災害）並びに不発弾等処理とし、それぞれに対する予防、応急、復旧・復興の各段階においてとるべき対策を記述する。

一般対策編：総則、風水害対策、大規模な事故による被害（事故災害）対策、不発弾等処理対策

一般対策資料編：上記を補完する資料

地震津波対策編：総則、地震災害対策、津波災害対策

地震・津波対策資料編：上記を補完する資料

第3節 重点を置くべき事項

本県は南海トラフを震源とする地震に、おおむね100年～150年の周期で繰り返し襲われてきた。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、世界的に見ても記録に残る範囲においては史上4番目の大きさとなるマグニチュード9.0を記録した巨大地震であった。

東北から関東地方に至る太平洋岸全体にわたる広範な範囲に甚大な被害を及ぼした大津波は、一部で遡上高約40mの高さに達し、沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

中央防災会議は、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（平成23年9月28日）において、津波対策を早急に見直し、近い将来発生が懸念される南海トラフの巨大な地震・津波に対して万全に備えなければならないとし、今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきであるとの報告を公表した。

本市においては、こうした東日本大震災の教訓や、南海トラフの地震想定に基づき、「生命の安全確保」を最優先に考え、津波避難対策、建築物の耐震対策・耐浪化対策、人づくり・地域づくり対策等を進め、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となった予防対策の推進に努める。

第1 津波被害を軽減するための対策について

1 基本的な考え方

(1) 津波の想定

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2の津波）

イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1の津波）

(2) ソフト対策による減災対策

「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要で、海岸保全施設等のハード対策によって津波（レベル1の津波）による被害をできるだけ軽減するとともに、それを越える津波（レベル2の津波）に対しては、防災教育の徹底やハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を講ずる。

(3) ソフト対策とハード対策の一体的な取組

総合的な津波対策を進めるために、迅速かつ確実な住民等の避難行動を基本としつつ、浸水リスクを軽減する土地利用や津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等を整備するなど、ソフト対策とハード対策の組み合わせについて、各地域の状況を踏まえ、一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築する。

(4) 津波避難施設の充実

津波から身を守るためには、強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難することが基本であるが、本市沿岸部の地形的条件を考慮したうえで、避難施設の拡充を図る。

2 円滑な避難行動のための体制整備とルールづくり

- (1) 津波警報や避難指示のほか、警報自体の内容改善、情報伝達体制の充実・強化
- (2) 近い将来発生が懸念される南海トラフの巨大地震への備えの充実・強化
- (3) 具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実等を図り、まちづくりと一体となった地域防災力の向上
- (4) 津波警報等の情報伝達体制の充実・強化
- (5) 避難場所・避難路等の適切な選定

3 地震・津波に強いまちづくり

- (1) 最大クラスの津波（レベル2の津波）による浸水リスクを住民に周知したうえで防災に配慮した土地利用も組み合わせた対策
- (2) 避難場所、津波避難タワー等、避難路、避難階段等の整備及び津波避難ビルの確保等の避難関連施設の充実
- (3) 避難関連施設の位置や方向などをまちの至る所に分かりやすく表示する取組
- (4) 避難施設等の建物の耐震・耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化の推進

4 地域防災計画と都市計画の連携

- (1) 地域防災計画と都市計画が有機的に連携した安全なまちづくりの推進
- (2) 庁内における防災部局と都市計画部局等の関連部局の連携による防災対策

5 津波に対する防災意識の向上

- (1) 徒歩避難原則の徹底等と避難意識の啓発
- (2) 地域が一体となり避難することの重要性の啓発や地域の防災リーダーの育成による地域防災力の向上
- (3) 地震・津波発生後の孤立地区に対する連絡体制の確保
- (4) 地域完結型の備蓄施設と備蓄品の確保
- (5) 地震・津波発生後の避難生活を考慮した自主防災組織の育成

第2 揺れによる被害を軽減するための対策について

1 建築物等の耐震化

- (1) 建築物の耐震化を計画的に取り組むとともに、耐震補強の必要性に関する啓発活動の強化
- (2) 家具等の固定対策やブロック塀の転倒防止策等必要な対策の促進
- (3) ライフラインが被災し寸断しないよう施設の耐震化・多重化の促進
- (4) 交通インフラの被災防止に向けた計画的な耐震化や代替性の向上等の促進

2 長周期地震動や液状化対策

- (1) 長周期地震動による天井の落下、内装材、防火戸、エレベーターなどの補強対策の啓発
- (2) 液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及

第4節 計画の効果的な推進

- 1 この防災計画の策定に当たっては、本市の地域の自然的、社会的条件等を踏まえて、防災基本計画及び高知県地域防災計画に記述する各事項を検討のうえ、必要な事項を記載し、また、本市の特性上、必要な事項を、適宜付加する。
- 2 この防災計画を効率的に推進するため関係部署、関係機関との連携を図り、次の3点を実行する。
 - ・必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
 - ・計画、マニュアルの定期的な点検
 - ・他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

第5節 計画の修正

災害対策基本法第42条の規定に基づき、南国市防災会議は毎年、本計画に検討を加え、必要があると認められるときは、修正を加える。

〔注記〕本計画における用語について

住民	市の地域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等
災害時要援護者	高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、防災知識の習得、災害発生時の危険の察知や迅速な行動が困難なため、身を守るために援護が必要な者等
防災関係機関	国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関
関係機関	防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関
県	県の部局、県警察及び出先機関、教育委員会等

市	市の部課、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団を含む。）
自衛隊	陸上、海上及び航空自衛隊
ライフライン	電力、ガス、上下水道、及び通信の事業

〔資料編 南国市防災会議条例〕

第2章 南国市の特性

第1節 自然的条件

1 位 置

本市は、高知県の中東部に位置し、西は高知市、東は香南市及び、香美市、北は長岡郡本山町及び、土佐郡土佐町、南は土佐湾とそれぞれ接している。北緯 33 度 34 分、東経 133 度 38 分に位置し、東西約 12 km、南北約 23 km で、面積は 125.35k m²を有する。

2 地 形

本市の北部は、四国山地の南端にあり、中部南部は高知平野、そして沿岸部となっている。中部南部域は、高知平野の東部を占める香長平野と称される地域で、香南市との境を流れる物部川や国分川、野中兼山の新田開発によって作られた舟入川が市の中央部を東から西に流れ、高知市で浦戸湾に注いでいる。

これらの河川により形成された本県最大の扇状地で、北は古期扇状地が長岡台地を形成し、その南側に沖積層の新期扇状地が形成され、この新期扇状地を、香美市土佐山田町神母木、その南の岩積あたりを自然のはけ口とした幾つかの自然流が放射状に派流して、そこに「自然堤防」「後背湿地」が形成されているのが特徴である。また、沿岸部は、東西に砂礫洲、砂礫丘が形成され、南北に幅 500m、高さ 11m もの規模となっている。

3 地 質

四国の地質は、日本列島のなかでは新生代の火山噴出堆積物が比較的少なく、列島の骨格を形成する複雑な基盤岩類が地表に広く露出・分布する地域であり、中央構造線を境にその北側(内帯)と南側(外帯)とで大きく異なっている。

中央構造線北側に当たる内帯では、白亜紀～第三紀に広範に貫入した火成岩類（主に領家花崗岩類、一部広島花崗岩類）が瀬戸内海沿いに分布しているほか、中央構造線に沿って、堆積当時の左横ずれ運動で生じた盆地を埋積して白亜紀末の堆積岩類(和泉層群)が分布する。

中央構造線南側に当たる外帯では、深海底や海溝で堆積し南海トラフに平行して二畳紀～ジュラ紀以降にプレート運動により付加された付加体(秩父帯、四万十帯)、後期ジュラ紀～前期白亜紀の付加体を原岩とし地下数十キロで高圧変成作用を受けた岩石や千数百度の高温を経験した高圧型変成岩類(三波川変成帯)などが、東西方向に向け帯状に分布している。

四国地方は、北から中央構造線、御荷鉾構造線、仏像構造線の 3 本の構造線により区分される特徴があり、仏像構造線の南側には、土佐湾を経て、安芸・中筋構造線が分布している。

本市の地質は、このうち仏像構造線沿線に位置し、南部は四万十帯に、北部は秩父帯に属しており、北から南へかけ古い地層から次第に新しい地層へと帯状に並び、市全域が瓦を伏せたようになっているのが特徴である。

[資料編 南国市及び周辺の土地分類図]

[資料編 地質概要図]

[資料編 南国市及び周辺の表層地質図]

第2節 社会的条件

1 人口・世帯数

平成22年国勢調査によると、人口49,472人、世帯数19,377世帯であり、人口は平成17年と比べ2.5%減少、世帯数は1.6%増加している。昼間人口は52,216人である。

住民基本台帳によると平成22年の総人口に占める0～14歳の割合は13.4%、15～64歳の割合は61.1%、65歳以上の人口は25.5%である。

2 交通

本市は、高知県の中央部、県都高知市に隣接し、高知県下第2位の人口規模を有している。

鉄道は土讃線・土佐電鉄・土佐くろしお鉄道が走り、市内にはJR土讃線の後免駅、土佐長岡駅がある。また、高知龍馬空港、高知自動車道南国インターチェンジがあり、県内の交通の要衝であり、岡山、大阪、東京等を繋ぐ広域交通結節拠点としての位置付けを担っている。

第3節 災害の特徴

1 近地津波地震災害

(1) 南海トラフを震源とする地震

この地震は、おおむね100年から150年の周期で繰り返し発生しており、次に発生する時期や規模について、地震調査研究推進本部の発表では、南海地震の今後30年以内の発生確率は60%程度とされている。本市では震度5強～6強の地震動が予測されている。

地盤が軟弱な河川流域の平野部に人口が集中しているため、液状化による家屋倒壊などで大規模な被害が発生する可能性がある。地震発生後すべての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは6～8m、所によっては10mを超える非常に高い津波高が予測される。

(2) 日向灘を震源とする地震

この領域では、M7程度の地震が十数年から数十年に一度の割合で発生しているが、日向灘周辺で発生する地震では、周辺の沿岸各地に地震の揺れによる被害のほか、震源域が浅い場合には、津波被害が生じることがある。

「1968年日向灘地震」（昭和43年）では、津波の驗潮記録から得られた最大全振幅は室戸岬124cm、土佐清水236cm、宿毛224cm等となっており、津波の実測による高さは四国南西部で最大3m以上となり、津波による被害も発生した。

2 遠地津波災害

遠地津波とは、遠方を震源とする地震等により発生し、伝播してきた津波で、1952年カムチャッカ津波、1960年チリ地震、2010年チリ中部沿岸を震源とする地震などにおける被害が確認されている。特に1960年チリ地震津波は、地震の約1日後、津波が日本の各地に押し寄せ、本県においても、家屋が倒壊、床上、床下浸水が発生した。

〔資料編 高知県下に被害をもたらした主な地震〕

第4節 被害想定

市は、被害想定により被害の全体像を明確化し、地域の特性を考慮した防災対策の立案に努める。その際、防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討を加えるものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には一定の限界があることに留意しておくものとする。

[資料編 地震、津波被害想定]

第1 あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波による想定

1 前提条件

南海トラフの巨大地震モデル検討会による「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について」（平成24年12月）に基づく被害想定を用いる。

2 被害想定

上記により高知県が行う地震動及び津波による市町村別被害想定結果による。

- (1) 建物被害想定結果
- (2) 人的被害想定結果

第2 過去の地震・津波による想定

1 前提条件

高知県の安政南海地震（1854年、マグニチュード8.4）を再現した南海地震単独発生モデルを被害想定のための震源としている。また、高知県沿岸における歴史津波の再現性を重視し、既往最大級の津波である安政南海地震を想定した南海地震単独発生モデルにより求められた津波高さ、津波到達時間を用いて津波被害の想定を行っている。

2 被害想定

平成18年7月に高知県が発表した「第2次高知県地震対策基礎調査」による。

- (1) 建物被害想定結果
- (2) 人的被害想定結果

第3章 南国市防災会議

1 設置及び所掌事務

市は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、南国市防災会議を設置し、その所掌事務を定める。

所掌事務は次のとおりである。

- (1) 南国市地域防災計画を策定し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

2 組織及び運営

南国市防災会議の組織及び運営に関しては、災害対策基本法第16条及び南国市防災会議条例の定めるところによる。

第4章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 防災関係機関の責務

防災関係機関は、市域における防災業務の実施に関して次の責務を負う。

1 市

市域並びに、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市域に係る防災に関する計画を策定し、及び法令に基づきこれを実施する。

実施に当たり、市は消防機関等の組織の整備、市域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の自助、共助の精神に基づく自発的な防災組織（自主防災組織）の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するように努める。

消防機関、その他市の機関は、市の責務が十分果たされるよう相互に協力する。

2 県

県は、法令及び高知県地域防災計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県、市の地域防災計画の策定及び実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、県又は市に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

4 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らし、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災計画の策定及び実施が円滑に行われるようにその業務について市に対し協力しなければならない。その業務の公共性又は公益性に照らして、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

市域における公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市域内の公共的団体並びに住民の協力を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等防災活動を実施するものとし、具体的に処理すべき事務又は業務は次のとおりとする。

1 市

- (1) 地域防災計画の策定
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災知識の普及、防災教育及び防災訓練の実施
- (4) 自主防災組織の育成指導、その他住民の災害対策の促進
- (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (6) 防災のための施設、設備の整備及び点検
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (8) 避難の勧告又は指示及び避難場所の開設・運営
- (9) 消防、水防その他応急措置
- (10) 被災者に対する救助及び救護等の措置
- (11) 緊急輸送の確保
- (12) 食料、医薬品、その他物資の確保
- (13) 災害時の保健衛生及び応急教育
- (14) その他の災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
- (15) 災害復旧・復興の実施

2 指定地方行政機関

- (1) 四国管区警察局
 - ア 管区内各県警察の災害警察活動及び相互援助の指導調整
 - イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
 - ウ 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡
 - エ 警察通信の確保及び統制
 - オ 管区内各警察への気象予警報等の伝達
- (2) 四国財務局高知財務事務所
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費査定立会
 - イ 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会
 - ウ 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で、次の事項の実施を要請

- ・ 災害関係の融資
 - ・ 預貯金の払戻し及び中途契約
 - ・ 手形交換、休日営業等の配慮
 - ・ 保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予
 - ・ その他非常金融措置
- エ 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付け
- オ 地方公共団体に対する短期資金の貸付け
- カ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け
- (3) 四国厚生支局
- 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
- (4) 中四国農政局
- ア 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地滑り防止対策事業による農地、農業用施設等の防災
- イ 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理
- ウ 農作物に対する被害防止のための営農技術指導
- エ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食料品等の供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策
- オ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と併せて実施する災害関連事業
- カ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫資金等の融資
- (5) 四国森林管理局
- ア 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施
- イ 国有保安林の整備保全
- ウ 災害応急対策用木材（国有林）の需要調整
- (6) 四国経済産業局
- ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保
- イ 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保
- ウ 災害時における電気、ガス、石油製品事業に係る応急対策等
- (7) 中四国産業保安監督部四国支部
- ア 災害時における電気、ガス事業に係る応急対策等
- イ 危険物等の保安の確保
- ウ 鉱山における災害の防止
- エ 鉱山における災害時の応急対策
- (8) 四国運輸局高知運輸支局

- ア 災害時における自動車による輸送のあつせん
- イ 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するため、船舶等の調達あつせん

(9) 大阪航空局高知空港事務所

- ア 災害時における人員、応急物資空輸に対する利便確保
- イ 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化

(10) 高知海上保安部

- ア 海上災害に関する警報等の伝達、警戒
- イ 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査
- ウ 海上における人命救助
- エ 避難者、救援物資等の緊急輸送
- オ 係留海岸付近、航路及びその周辺海域の水深調査
- カ 海上における流出油事故に関する防除措置
- キ 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導
- ク 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止
- ケ 海上治安の維持
- コ 海上における特異事象の調査

(11) 高知地方気象台

- ア 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象に関する予報及び警報の発表並びに関係機関への伝達
- イ 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表
- ウ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- エ 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説

(12) 四国総合通信局

- ア 各種非常通信訓練の実施及びその指導
- イ 高知地区非常通信協議会の育成指導
- ウ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理
- エ 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集
- オ 災害時における通信機器の供給の確保

(13) 高知労働局

- ア 事業場施設及び労働者の被災状況の把握
- イ 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導
- ウ 災害応急、復旧工事等に従事する、労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導

- エ 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導
- オ 労働条件の確保に向けた総合相談
- カ 事業場の閉鎖時による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払
- キ 被災労働者に対する労災保険給付
- ク 労働保険料の納付に関する特例措置
- ケ 雇用保険の失業認定に関すること
- コ 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること

(14) 四国地方整備局

- ア 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧
- イ 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達
- ウ 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達
- エ 直轄河川の水質事故対策、通報等
- オ 直轄ダムの放流等通知
- カ 港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止
- キ 港湾・海岸・空港の災害応急対策
- ク 港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除
- ケ 災害関連情報の伝達・提供
- コ 災害ポテンシャル情報等に関する普及・啓発活動
- サ 公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援

(15) 中国四国防衛局

- ア 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
- イ 災害時における米軍部隊との連絡調整

3 自衛隊

- (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- (2) 市が実施する防災訓練への協力
- (3) 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、避難者等の搜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員物資の輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）
- (4) 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

4 指定公共機関

- (1) 日本放送協会
 - ア 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底
 - イ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報
 - ウ 生活情報、安否情報の提供
 - エ 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力

(2) 西日本電信電話会社

- ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧
- イ 災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達

(3) (株)NTTドコモ四国

- ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧
- イ 災害非常通話の確保

(4) (株)日本郵便

- ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
- オ 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除
- カ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い
- キ 逡信病院の医療救護活動
- ク 簡易保険福祉事業団に対する災害援護活動の要請
- ケ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資

(5) 日本銀行

- ア 現金の確保及び決済機能の維持
- イ 金融機関の業務運営の確保
- ウ 非常金融措置の実施

(6) 日本赤十字社

- ア 災害時における医療救護
- イ 死体の処理及び助産
- ウ 血液製剤の確保及び供給の為の措置
- エ 被災地応援救護班の編成、派遣の措置
- オ 被災者に対する救援物資の配布
- カ 義援金の募集受付
- キ 防災ボランティアの登録及び育成
- ク 防災ボランティアの活動調整
- ケ 各種ボランティアの調整、派遣

(7) 西日本高速道路株式会社

- 管理する道路等の保全及び災害復旧

(8) 四国旅客鉄道株式会社

- ア 鉄道施設等の保全
- イ 救助物資及び避難者の輸送の協力

(9) 四国電力株式会社

- ア 電力施設の保全、保安
- イ 電力の供給

(10) KDD I (株)高松テクニカルセンター

- ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧
- イ 災害時における通信の疎通確保

5 指定地方公共機関

(1) (社)高知県エルピーガス協会

- ア ガス施設の保全、保安
- イ ガスの供給
- ウ 避難所への支援

(2) 放送事業者

(株)高知放送、(株)テレビ高知、高知さんさんテレビ(株)、(株)エフエム高知

- ア 気象予警報等の放送
- イ 災害時における広報活動
- ウ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- エ 住民に対する防災知識の普及
- オ 生活情報、安否情報の提供

(3) 土佐くろしお鉄道株式会社

- ア 鉄道施設等の保全
- イ 救助物資及び避難者の輸送の協力

(4) 土佐電気鉄道株式会社、(社)高知県バス協会

災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力

(5) (社)高知県トラック協会

災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力

(6) (社)高知県医師会

- ア 災害時における救急医療活動
- イ 大規模災害時には、「高知県災害時医療救護計画」に基づき各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力のうえ、救急医療活動を行う。

(7) (社)高知県建設業協会

災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力に関すること

(8) (財)高知県消防協会

- ア 防災・防火思想の普及に関すること

- イ 消防団員等の教養・訓練及び育成に関すること
- ウ 災害時要援護者等の避難支援への協力に関すること
- (9) (公社)高知県看護協会
 - ア 災害看護に関すること
 - イ 災害時要援護者等の健康対策に関すること
- (10) (社福)高知県社会福祉協議会
 - ア 災害時要援護者対策等の地域の防災対策への協力に関すること
 - イ 災害時の福祉施設の人材あっせんに関すること
 - ウ 災害ボランティアに関すること
 - エ 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関すること
- (11) (株)高知新聞社
 - ア 県民に対する防災知識の普及に関すること
 - イ 災害時における広報活動
 - ウ 生活情報、安否情報の提供

6 地方自治体

- (1) 高知県
 - ア 地域防災計画の策定
 - イ 防災に関する組織の整備
 - ウ 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施
 - エ 自主防災組織の育成指導、その他県民の災害対策の促進
 - オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
 - カ 防災のための施設、設備の整備及び点検
 - キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
 - ク 避難の指示及び避難場所の開設の指示
 - ケ 水防その他応急措置
 - コ 被災者に対する救助及び救護等の措置
 - サ 緊急輸送の確保
 - シ 食料、医療品、その他物資の確保
 - ス 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保
 - セ 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
 - ソ その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
 - タ 災害復旧・復興の実施

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

- (1) 産業経済団体

農業協同組合、森林組合、土地改良区、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等は被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。

(2) 病院等医療施設の管理者

ア 避難経路の確保、避難場所の整備、避難訓練の実施により災害時における収容者の保護を図る。

イ 災害時における病人等の収容及び保護に努める。

ウ 災害時における負傷者の治療及び助産に努める。

(3) 社会福祉施設の管理者

避難経路の確保、避難場所の整備、避難訓練の実施により災害時における収容者の保護を図る。災害時要援護者の受入先となる福祉避難所としての協定締結等に協力する。

(4) 危険物施設等の管理者

安全管理の徹底、防護施設の整備等を図る。

第5章 住民等の責務

1 住 民

住民は、法令又は地域防災計画の定めるところにより誠実にその責務を果たすことに努め、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。

また、地震防災に関する知識の習得に努め、必要な備えを行うとともに、自分たちの身は自分たちで守る自助の取組を行動に移すことができるよう、地域で相互に啓発し合い、南海地震が発生したときは、自らの判断により危険の回避等の行動をとり、地域においては共に助け合い、支え合って避難、救助活動、避難生活等を行うことに努める。

2 事業所

事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定・運用、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

災害時に果たす役割

- (1) 従業員や利用者等の安全確保
- (2) 事業の継続
- (3) 地域への貢献・地域との共生
- (4) 二次災害の防止

第 2 部 災害予防対策

第1章 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

市は、地震災害対策の検討に当たり、南海トラフの巨大地震モデル検討会による「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について」（平成24年12月）に基づく高知県の市町村別被害想定結果を、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震による被害想定とし、市域における被害の全体像を明確化したうえで、対策の立案に努めるものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討しておくものとする。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、被害想定や被災シナリオには一定の限界があることに留意するものとする。

第1部 総則 第2章 第4節 被害想定 を参照

第2章 地震に強いまちづくり

第1節 地震に強い都市構造の形成（建設課・都市整備課）

- 1 市は、南国市総合計画、都市計画マスタープラン等の関連計画に基づき、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の策定・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
- 2 市は地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に策定し、それに基づく事業の推進を図る。
- 3 市及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備の強化を図る。

第2節 建築物の安全化（都市整備課）

- 1 市及び施設管理者は、駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要援護者に関わる社会福祉施設、医療機関等について、耐震性の確保に特に配慮する。特に、市は、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。
- 2 市は、住宅を始めとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- 3 市は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するとともに、地震防災対策推進地域に含まれる本市においては、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。
- 4 市及び施設管理者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

第3節 ライフライン等の対策（上下水道局・企画課）

第1 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障をきたすとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- 2 ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化、液状化対策、地震災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。特に、災害拠点病院、広域的な災害拠点病院等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。
- 3 市は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。
- 4 市においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

第2 上下水道対策

1 上水道

(1) 体制の整備

ア 各関係業者と災害時における協力協定を締結し、被災した取水、送水、配水等の各水道施設を速やかに復旧し、飲料水を確保する体制を整備する。

イ 応急給水に必要な給水タンク、応急給水栓等、資機材の確保に努め、各関係業者と災害時における協力協定を締結し、円滑な応急給水活動体制を整備する。

(2) 設備、施設の整備

南国市水道事業基本計画に基づき実施に努める。

ア 管路の更新・耐震化

イ 水源地・配水池構造物の更新・耐震化

ウ 給水拠点の確保

エ 局庁舎の更新

オ 局備蓄倉庫建設

カ 久礼田水源地改修

[資料編 上下水道局 水道施設]

2 下水道

- (1) 公共下水道計画に基づき整備を促進するとともに、公共下水道計画処理区域の拡大を図る。
- (2) 関係業者と災害時における協力協定を締結し、応急対策、復旧計画への体制整備に努める。
- (3) 管路の更新、耐震化を順次実施する。
- (4) 下水処理施設においては、平常時の維持管理体制を踏まえた危機管理指針を作成し、迅速・円滑に応急対策への対応を図る。

第4節 崖地、液状化対策（建設課・都市整備課）

- 1 地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに、急傾斜地の崩壊対策事業等を推進し、近接する建築物の移転等を誘導する。さらに、地域住民等に対して急傾斜地崩壊危険区域等について、ハザードマップ等の整備も含め徹底した情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知徹底を図る。

一般対策編 第2部 第1章 第6節 土砂災害予防対策 を参照

- 2 市及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図る。さらに、市は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、住民への適切な情報提供等を図る。

第5節 危険物施設等の安全確保（消防本部）

危険物施設及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

〔資料編 南国市危険物施設〕

第6節 災害応急対策等への備え

地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第4章を参照）を平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図る。

避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

第7節 市の取組

市の重点施策として、災害に強いまちづくりを目指し、市の公共施設、ライフライン等の整備、消防機関の機能拡充に努める。

1 災害に強い都市構造の形成

名 称	事業期間	箇 所	備 考
橋梁の長寿命化事業	24 年度～	全域	建設課
橋梁の耐震化事業	25 年度～	全域	
都市再生区画整理事業	23 年度～	篠原地区	都市整備課
地方道路整備事業	6 年度～29 年度	高知南国線	
	6 年度～27 年度	南国駅前線	
狭あい道路等整備事業	21 年度～	都市計画区域	

2 建築物の耐震化

名 称	事業期間	箇 所	備 考
耐震補強工事	24 年度～26 年度	南国市役所庁舎	総務課
耐震診断・耐震補強工事	25 年度～	中央市民館	
	25 年度～	南部市民館	
耐震診断	25 年度～	第2、第3、第4、第5集会所、西部集会所、南部集会所、下島浜集会所	
木造住宅・建築物耐震化事業	15 年度～29 年度	全域	都市整備課
耐震補強工事	25 年度	長岡西部保育所、大湊保育所、里保育所	幼保支援課
	25 年度	東部児童館、若草児童館、南児童館	

3 拠点施設等の整備

名 称	事業期間	箇 所	備 考
防災情報通信ネットワーク	23 年度～24 年度	防災行政無線（全域）	危機管理課
奈路防災コミュニティーセンター建設	23 年度～24 年度	奈路地区	生涯学習課
三和防災コミュニティーセンター建設	24 年度～	三和地区（里改田）	
後免町防災コミュニティーセンター建設	24 年度～	後免地区（後免町）	
前浜防災コミュニティーセンター	26 年度～27 年度	前浜地区	
津波避難タワー整備	24 年度	14 基（前浜地区、久枝地区、浜改田地区、十市地区等）	危機管理課
避難路整備	24 年度～	26 箇所（三和地区、稻生地区、十市地区、大篠地区）	
避難場所整備	24 年度	1 箇所（奈路地区）	
避難誘導灯整備	19 年度～	150 基（全域）	
備蓄倉庫整備	24 年度	4 箇所（三和地区、十市地区、緑ヶ丘地区、前浜地区）	
防災・復旧活動用資機材	24 年度～	60 箇所（全域）	学校教育課
外付け階段設置（津波避難）	23 年度～25 年度	大湊小学校、三和小学校、稲生小学校	

4 消防機関

名 称	事業期間	箇 所	備 考
消防救急デジタル無線整備事業	24 年度	消防本部	
消防団無線デジタル化	25 年度	全域	
消防サイレン吹鳴システム整備	24 年度～25 年度	全域	
消防ポンプ自動車整備事業	22 年度～35 年度	22 台	
消防自動車整備事業	25 年度～28 年度	4 台	
木造消防屯所の耐震化（建て替え）	24 年度	大篠分団大涌班	
	26 年度～27 年度	南海分団里改田班	
耐震防火水槽の新設整備	年 1 基以上	全域	

5 ライフライン施設等（上下水道局）

名 称	事業期間	箇 所	備 考
幹線石綿管敷設替事業	21 年度～27 年度	L=9 km	
緊急時幹線管路耐震化事業	21 年度～27 年度	L=18 km	
耐震貯水槽整備事業	24 年度～28 年度	4 基（日章地区、長岡地区、久礼田地区、前浜地区）	
水源地応急給水整備事業	24 年度～25 年度	4 セット	
上下水道局庁舎耐震化事業	27 年度	1 箇所	
上下水道局備蓄倉庫建設事業	27 年度	1 箇所	
水源地管理棟耐震化事業	27 年度～29 年度	4 箇所（三畠、岡豊、大篠、日章）	
水道台帳電子化事業	23 年度～26 年度		
中央監視装置改良事業	27 年度	局庁舎	
久礼田水源地改修事業	27 年度	久礼田水源地	
浸水対策下水道新川雨水幹線整備事業	11 年度～26 年度	新川雨水幹線	
浸水対策下水道新川配水区枝線整備事業	24 年度～33 年度	新川雨水枝線	
浸水対策下水道明見西配水区整備事業	27 年度～29 年度	明見西配水区	
処理場浸水対策事業	27 年度	十市浄化センター、浜改田汚水処理場	
移動式非常用発電機備蓄事業	26 年度	1 基	
災害用マンホールトイレ備蓄事業	25 年度～26 年度	60 セット	
下水道台帳電子化事業	18 年度～27 年度		
幹線配水管耐震化事業	24 年度～27 年度	全域	

第3章 住民の防災活動の促進

第1節 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市は、自主防災思想の普及、徹底を図る。また、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

第2節 防災知識の普及、訓練（危機管理課・教育委員会・消防本部）

1 防災知識の普及

- (1) 市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (2) 市及び防災関係機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、地震災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及・啓発を図る。
 - ・3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の家庭での予防・安全対策
 - ・さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動
 - ・災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめきめておくこと
- (3) 市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- (4) 市は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。
- (5) 市は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、南海地震に関連する情報等の解説に努めるとともに、住民に迅速かつ正確な情報伝達に努める。
- (6) 市は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努める。

- (7) 市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及・啓発に努める。
- (8) 防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等のよりイメージしやすいものを活用する。

2 防災関連設備等の普及

住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、非常持出品等の普及に努める。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。
- (2) 定期的な防災訓練を、夜間等さまざまな条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- (3) 防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

4 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第3節 防災活動の環境整備（危機管理課・福祉事務所・商工観光課・消防本部）

1 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

- (1) 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等、消防団の活性化と育成を図る。また、家庭の主婦を通じ火災予防思想の普及活動等を行う市域の女性防火クラブ及び南国市女性防火クラブ連合会の活性化と育成を図る。
- (2) 消防団の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。
- (3) 自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

ア 自主防災組織の役割

○自主防災組織の「重要な役割」として欠かせないもの

◇地域で起きる災害について正しい知識を広める取組

◇災害発生時に安全に避難する取組

◇高齢者など災害時要援護者への支援

イ 自主防災組織の活動

○ 上記「重要な役割」以外の取組は、自主防災組織で話し合っ、どの活動を行うのか決定

○ 平常時の活動

◇災害に関する知識の普及

◇地域における危険箇所の把握と周知

◇防災訓練の実施

◇高齢者、障害者等の災害時要援護者の把握

◇家庭における防災点検の実施

◇情報収集・伝達体制の確認

◇物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄・点検

○ 災害時の活動

◇集団避難、災害時要援護者の避難誘導

◇地域住民の安否確認

◇救出・救護の実施

◇初期消火活動

◇情報の収集・伝達

◇給食・給水の実施及び協力

◇避難所の運営に対する協力

(4) 市及び防災関係機関は、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。

(5) 市及び防災関係機関は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

2 防災ボランティア活動の環境整備

(1) 市は、平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

(2) 市は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体

制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を促進する。

3 企業防災の促進

- (1) 企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。
- (2) 市は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。
- (3) 市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第4節 災害教訓の伝承（教育委員会）

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

地震が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う。

平常時から市は関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、市は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

第1節 災害発生直前対策関係

迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

第2節 情報の収集・連絡及び応急体制の整備（全課）

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡体制の確立

地震による被害が市の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、市は、他市町村、県、国その他防災機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。特に、市から県への被災状況の報告ができない場合を想定し県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領の作成について協力する。

それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(2) 情報の通信、伝達手段の整備

防災に関する情報の収集・伝達等の迅速化を図るため、情報連絡網の整備を図るとともに、有線施設不通の場合に備え、無線通信施設の設置に努め通信連絡機能の確保を図る。

特に、災害発生時における有効な伝達手段である防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

ア 高知県防災行政無線システムの活用

市は、県、他市町村等の防災関係機関と協力、連携して、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施することができるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるために、高知県防災行政無線システムを有効に活用できるよう、常に訓練等を行い、操作の習得に努める。

イ 移動系防災行政無線システムの整備

市庁舎と市全域の災害現場において迅速・的確な連絡体制を構築するよう移動系の防災行政無線システムの整備を図る。

ウ 住民への情報伝達手段の整備

固定系防災行政無線システムの整備を行い、緊急度等を考慮して順次、全市域をカバーできるよう屋外拡声子局を配置、指定避難場所には戸別受信器を設置し、音声による一斉通報体制の整備を図る。また、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の利用により気象庁から発表される「緊急地震速報」、「大津波警報」、「津波警報」等を、テレビ、ラジオ、携帯電話等とともに、市の「防災行政無線」から音声での広報を行い、屋外作業中や深夜等における緊急情報の伝達方法の拡充を図る。

携帯電話緊急速報メール、インターネットによる住民への情報提供等への取組を行い伝達手段の多重化を図る。

エ 消防本部通信体制の整備

通信体制の整備を行い、非常時の情報連絡網の強化と通信管制業務の充実を図るとともに、消防救急無線、消防団無線のデジタル化については平成 25 年度完了を目途に実施し広域無線通信網を強化して、防災行政無線等他の無線との有機的・効果的な連携体制を図る。

オ 人工（通信）衛星を使用する通信手段の拡充

非常災害時の情報伝達を強化するため以下の通信手段についても整備を図る。

・ 地域衛星通信ネットワーク

財団法人自治体衛星通信機構が、防災行政無線の拡充・強化、行政情報伝達の効率化、地域からの情報発信の充実を図ることを目的に、地方公共団体を結ぶネットワークとして構築したもので、全都道府県及び全国のほとんどの市町村に送受信設備（地球局）がある。非常時における県防災通信システムの補完的役割も大きい。

四国では各県並びに徳島、香川、愛媛の各市町村に当該通信ネットワークが整備されている。

・ 衛星携帯電話

携帯電話から人工衛星に直接アクセスして通信を行うもので、一般的な携帯電話の電波の届かないエリアでも通話やデータ伝送が可能である。地上設備が比較的少なく設備損傷のリスクも少ないと考えられ、非常災害時における簡便かつ有効な通信手段として利用の拡大が進んでいる。

・ 衛星インターネット

通信衛星を活用したインターネットサービスをいう。衛星携帯電話と同様、地上設備が比較的少なく設備損傷のリスクも少ないと考えられ、非常災害時における簡便かつ有効な通信手段である。

カ 民間無線の利用

災害時の通信が途絶した場合の災害応急対策、災害救助の通信連絡についてアマチュア無線の協力が得られるよう実態の調査、把握を行い、協力体制の確立を図り、災害に備える。

キ 災害時の電話ふくそう等の軽減

- ・ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。
- ・ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

2 情報の分析整理

- (1) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。
- (2) 平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災関連情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に活かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図る。

3 通信手段の確保

- (1) 災害時における情報通信の重要性を考慮し、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の風水害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進を図る。
- (2) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。
- (3) 災害時の情報通信については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等について習熟を図る。

4 職員の体制

(1) 初動体制の整備

ア 初動体制の充実

初動体制の成否が、その後の応急対策活動に大きく影響することから、職員の居住地や災害対策本部における役割等を考慮した初動体制の確立を目指す。

イ 職員の役割の明確化

大規模な災害では、各職員が自分の役割を自覚し的確に対応することが重要であり、職員に対し各機会を通じて災害対策本部における役割の明確化と自覚（役割意識）を促す。

ウ 非常参集体制の整備

- (ア) 非常参集体制を明確にし、災害実情に応じた職員の動員体制を整備する。
- (イ) 携帯電話のメール機能を活用した連絡・参集手段等の整備を図る。
- (ウ) 交通の途絶、職員又は職員の家族の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等の実施に努める。

エ 災害時活動マニュアルの整備

災害対策本部の各班が実施すべき活動内容を具体的に記した災害時活動マニュアルを策定し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行うように努める。

(2) 勤務時間外の協議体制の整備

勤務時間外に大規模な災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく必要な意思決定と迅速・確実な連絡を行うことのできる体制の整備に努める。

- (3) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- (4) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

5 応援協力体制の整備

大規模災害時において、本市の防災体制だけでは発生災害に対応できないことが予測されるため、他市や防災関係機関等に援助を求めるための体制を整備する。

(1) 他の市町村との相互応援協定の締結による連携体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

高知県内の市町村により締結された「高知県内市町村災害時相互応援協定」の内容に基づく相互応援体制が整備されている。

〔資料編 高知県内市町村災害時相互応援協定〕

〔資料編 宮城県岩沼市 高知県南国市 災害時相互応援協定〕

(2) 関係機関相互の応援体制の整備

市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

(3) 消防における応援協定

消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(4) 関係機関・民間団体等との連携体制の整備

ア 応援協定の締結、災害時の連絡体制の構築

指定地方行政機関、指定公共機関・指定地方公共機関、その他の防災関係機関、民間団体等との間において、応援協定の締結、災害時の連絡体制の構築等に努め、平常時より連携を強化する。

イ 関係業者及び団体との間で協定締結

災害時において食料を円滑に確保・供給するため、関係業者及び団体との間で協定締結に努める。

6 市における業務継続性の確保

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

7 防災中枢機能等の確保、充実

市及び災害応急対策に係る機関は、土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

市は、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の整備等非常用通信手段の確保を図る。

市は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動（消防本部・保健福祉センター・長寿支援課）

市及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急及び医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図る。また、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、高知県救急医療・広域災害情報システム（こうち医療ネット）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

1 救助・救急活動

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動

負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設となる救護所、救護病院（仮設救護病院）等を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

また、市は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を策定するよう努める。

〔資料編 南国市医療救護計画抜粋〕

3 消火活動

- (1) 地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (2) 平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。
- (3) 消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4節 緊急輸送活動（危機管理課・商工観光課・建設課・都市整備課）

1 緊急輸送ネットワークの形成

(1) 重要な防災拠点の選定

市は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検する。あわせて、市の地域防災計画における防災拠点を定めるとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

〔資料編 南国市域の防災拠点等〕

(2) 緊急輸送道路の選定

県の定めた「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画」及び「防災拠点一覧」に基づき、市の防災拠点における活動が停止、停滞することがないように緊急輸送道路を選定し、市域における緊急輸送ネットワークの形成を図る。

(緊急輸送道路の種別)

ア 第1次緊急輸送道路

○広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路

○県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港を結ぶ。

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急道路と次の施設を結ぶ。

○市役所 ○警察、消防、自衛隊等の救援拠点

○病院等の医療拠点 ○集積拠点

ウ 第3次緊急輸送道路

第2次緊急道路と次の施設を結ぶ。

○市が地域防災計画で定める防災拠点

(3) 緊急輸送道路の周知

市は、平常時から防災関係機関及び住民に対して、緊急輸送道路を周知するよう努める。

(4) 緊急輸送道路の効率的な整備を図る。

[資料編 緊急輸送ネットワーク図]

2 輸送拠点の確保

(1) 臨時ヘリポート候補地の指定

市は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得よう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じておく。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の機材について、必要に応じ当該地に備蓄するよう努める。

(2) 物資輸送拠点の指定

市は、救援物資の集配拠点となる施設を輸送拠点として選定する。

3 輸送手段の確保

(1) 輸送手段の確保

市は、災害時において運送事業者等の保有する車両を有効活用できるよう、平時よりこれらの事業者と協議するなど、協力体制の確保に努める。

(2) 人員の確保

市は、緊急輸送の荷役に必要な人員の確保について、計画を策定する。

(3) 緊急通行車両の周知

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

4 交通機能の確保

市は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

第5節 避難収容及び情報提供活動（危機管理課・福祉事務所・建設課・都市整備課）

1 避難誘導

- (1) 避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。
- (2) 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ策定し、訓練を行う。
- (3) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (4) 駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の策定及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。
- (5) 市は、災害時要援護者について地域における所在の把握に努め、町内会・自治会や自主防災組織、民生・児童委員、地域包括支援センター等関係機関・団体間で情報共有を図り、災害時要援護者の登録、登録者の避難支援プラン（個別計画）の策定を促進し、災害時要援護者台帳の整備を行う。

市は、関係機関・団体と連携し、避難支援プラン（個別計画）の策定を通じて、個々の災害時要援護者に対応する避難支援者を定めることとする。

また、市は災害時要援護者が、状況に応じて、福祉施設職員等の応援体制が整った福祉避難所での支援が受けられるよう、県及び近隣市町村と協力し、関係施設、団体等との協力協定の締結を促進し福祉避難所の確保に努める。

（参 照） 南国市避難支援プラン（全体計画）/福祉事務所

- (6) 学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。
- (7) 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

2 避難場所

- (1) 都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得たうえで、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。なお、緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努め、また、避難所として指定された建築物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

一般対策編 第2部 第4章 第1節 第2 3 避難場所等の選定 を参照

[資料編 南国市地震・津波避難場所]

[資料編 協定に基づく緊急避難場所・避難ビル等]

- (2) 避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (3) 指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (4) 避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。
- (5) 住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等、住民への普及に努める。

一般対策編 第2部 第4章 第1節 第2 4 避難所の管理体制の整備 を参照

3 応急仮設住宅

市は、災害救助法の適用を想定した体制の整備を図る。

- (1) 県及び市は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。
- (2) 応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

また、公有地だけでは、建設用地が不足する場合を想定し民有地についてもできる限り事前に把握に努めるとともに、南国市災害応急対策協力用地登録制度等の利用を図り、用地の確保に努める。

[資料編 南国市災害応急対策協力用地登録制度要綱]

- (3) 公営住宅、空家等の確保

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

4 被災者等への的確な情報伝達活動

- (1) 被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線回線（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、通信事業者のサービスの利用も含めた、災害時要援護者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。
- (2) 災害時要援護者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (3) 被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。
- (4) 地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。
- (5) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- (6) 安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努める。
- (7) 住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

第6節 物資の調達、供給活動（総務課・議会事務局・市民課・福祉事務所・上下水道局）

1 緊急物資の必要量（計画目標）

本市においては、被害が最大となる、南海トラフの巨大地震モデルによる被害想定に基づき発災時の初期対応に必要な数量を目標とする。

2 個人備蓄の推進

防災知識の広報に努め、飲料水、食料の個人備蓄の推進を図る。

一人当たりの必要量の目安

飲料水 3日分 9リットル

食料 3日分

3 給水体制の整備

(1) 応急給水の確保

災害時の緊急拠点として市内11箇所を下記の3方式により確保する。

ア 緊急遮断弁や緊急停止装置を設置することにより配水池等の水を確保する。

岡豊配水池（蒲原山）、大篠配水池（吾岡山文化の森）

十市配水場（緑ヶ丘1丁目）

イ 水源地では簡易な発電機、給水ポンプ、滅菌装置等を管理棟に常備し、応急時に直接井戸より取水し、給水拠点とする。

三畠水源地（新改川植田橋南）、中部水源地（国分川新余田橋北）

稻生水源地（里改田馬橋）、日章水源地（高知大学国際交流会館北）

ウ 避難所となる学校等の敷地に 60 m³規模の耐震貯水槽を整備し、給水拠点とする。

香南中学校、鳶ヶ池中学校、伊都多神社、久礼田小学校

〔資料編 上下水道局 水道施設〕

(2) 給水体制の整備

飲料水の確保を図るため、応急給水に必要な給水タンク、応急給水栓、その他の資機材を準備しておくとともに、事前に各関係業者との間において災害時における協力協定を締結し、応急給水体制の整備を行う。

4 物資の備蓄・調達計画

食料、飲料水、毛布等の生活必需品及びその他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定める。なお、計画の策定に当たっては乳幼児や授乳者、高齢者、障害者等のニーズに配慮するよう努める。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく。

市は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、緊急時においては市の備蓄物資のみでは供給量の確保が困難となることが想定されるので、量販店、農協などとの物品・食料供給協定を締結し、またその際には調達品目、輸送、引き渡し方法について取り決めを行い体制の整備を図る。

〔資料編 物資の備蓄〕

〔資料編 南国市が締結している災害協定等〕

5 集積、供給体制の整備

備蓄・調達物資、義援物資及び、公的備蓄の円滑、迅速な供給、配分体制作りを図る。被害の状況に応じて、生活物資集積場所の効率的な運用が図れるよう、避難所、備蓄倉庫等の物資に関する情報は逐次更新し整備を図る。

生活物資集積場所	所在地及び電話
保健福祉センター	南国市大埴甲 320 TEL863－7373
大篠公民館	南国市大埴甲 2117 TEL 864－0623
南国市立スポーツセンター	南国市前浜 1344－3 TEL 865－8015
久礼田体育館	南国市久礼田 534－1 TEL 862－1772

6 その他の防災関係機関

(1) 農林水産省

玄米の備蓄

(2) 四国経済産業局

生活必需品などの調達体制の整備

(3) 日本赤十字社高知県支部

毛布、日用品などの備蓄

7 他市町村との相互応援協定

高知県内市町村相互応援協定に基づき、高知県内の市町村が協力して物資・労力等の相互支援を行う。

8 国、県への物資の調達・輸送の要請

災害の規模等によっては、市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難となる場合に、市に代わって国、県が被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう要請できる体制の整備を図る。

9 国からの食料等の物資の送り込みへの対応

大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺などにより、被災地方公共団体からの要請が滞る場合などに対応するため、国が発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みに対応するため、必要な情報の収集、伝達経路等の整備を図る。

第7節 複合災害対策

市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えの充実に努める。

第8節 応急復旧及び二次災害の防止活動（建設課・都市整備課・上下水道局・消防本部）

- 1 市は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。また、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制の整備を図る。
- 2 ライフライン事業者は、地震発生時に円滑な対応が図れるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を策定する。また、ライフライン施

設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

- 3 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応が図れるよう、あらかじめ計画を策定する。
- 4 市及び事業者は、有害物質の漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備しておく。
- 5 市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

第9節 防災訓練の実施（危機管理課・教育委員会・消防本部）

1 総合的な防災訓練の実施

市及び市域の防災関係機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

高知県南海地震対策推進週間に実施される総合防災訓練への参加に努める。

また、県及び他市町村との広域訓練の実施により相互の連携を図る。

2 地域における防災訓練の実施

各地域を単位とする地域防災訓練については、毎年実施して一定の効果を上げているが、今後も継続的に訓練を行い災害に対して沈着、冷静、敏速に行動することの必要性の理解を深め、自身の安全を守る方法の習得を図る。また、地域単位での集団行動により、規律と協力の精神を養い、訓練を通じて自助、共助についての理解、実践力の向上を図る。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第10節 災害復旧・復興への備え（企画課・市民課・環境課・建設課・都市整備課）

1 災害廃棄物の発生への対応

地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

2 各種データの整備保全

(1) 戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。

(2) 市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 復興対策の研究

市は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

4 地震保険制度の普及

市は、被災者自らによる生活再建の促進のため、地震保険の制度の周知に努め、普及率の向上を図る。

第 3 部 災害応急対策

応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一次的には市が当たり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。また、地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に応急対策を支援する。

地震発生後の防災関係機関の動きとしては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊など）の防止を行っていくこととなる。このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1章 災害発生直前の対策

（緊急地震速報、地震情報等の伝達）

- ① 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。
- ② 消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により、地方公共団体等に伝達する。
- ③ 市は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等への伝達に努める。

(緊急地震速報への対応、地震情報の種類と内容及び津波警報等)

① 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

注)

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

② 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度 3 以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・ 震度 3 以上 ・ 津波警報又は注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・ 震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・ 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

③ 津波警報等

ア 津波警報・注意報（平成 25 年 3 月 7 日 12:00 までの運用）

津波による災害の発生が予想される場合に、津波警報（大津波、津波）又は津波注意報を発表する。

津波警報・注意報の種類ととるべき行動等（本表は平成 25 年 3 月 7 日 12:00 までの運用）

種類		発表基準	解 説	発表される 津波の高さ	とるべき 行動
津波 警報	大津 波	予想される津波の高さが高いところで 3 m 以上である場合	高いところで 3 m 程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、 4m、 6m、 8m、 10m 以上	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は直ちに安全な高い場所へ避難する。
	津波	予想される津波の高さが高いところで 1 m 以上 3 m 未満である場合	高いところで 2 m 程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、 2m	
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2 m 以上 1 m 未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで 0.5m 程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m	海から上がり、海岸には近付かない。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

注)

1. 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であつて、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえ、気象庁では津波警報の改善に向けた検討を進め、平成 24 年 2 月に「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」を取りまとめた。気象庁では今後、この提言に沿って津波警報・注意報、津波情報の伝達内容等を見直し、改善した津波警報等の運用を、平成 25 年 3 月 7 日から開始することとしている。

イ 大津波警報、津波警報、津波注意報（平成 25 年 3 月 7 日 12:00 から運用）

津波による災害の発生が予想される場合には「津波注意報」を、重大な災害の発生が予想される場合には「大津波警報」又は「津波警報」を発表する（以下、これらをまとめて「津波警報等」と言う）。

津波警報等の種類ととるべき行動等（本表は平成 25 年 3 月 7 日 12:00 から運用）

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		とるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表※	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3 m を超える場合	10 m < 高さ	10 m 超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5 m < 高さ ≤ 10 m	10 m		
		3 m < 高さ ≤ 5 m	5 m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合	1 m < 高さ ≤ 3 m	3 m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m ≤ 高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 定性的表現で発表される津波の高さについて

地震規模（マグニチュード）が 8 を超えるような巨大地震の規模を数分内に精度よく推定することは、無理な場合がある。津波警報等を迅速に発表するため、即時に推定した地震規模が小さく見積もられているおそれがある場合、当該海域で想定される最大規模の地震が発生したものと見なし、予想される津波の高さを「巨大」等の定性的表現とした特別の大津波警報を直ちに発表する。このような大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定し、最大限の避難等防災対応をとる必要がある。

なお、地震発生からおよそ 15 分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想された津波の高さを数値で示す続報を発表する。

④ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準とその内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

⑤ 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを知らせる。

津波情報の種類

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをm単位で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施するうえで不可欠であり、このため、地震の規模や被害の程度に応じ、関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

市は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

収集・連絡された情報に基づく判断により、市は自ら又は他機関と連携をとりつつ応急対策の実施体制をとる。

第1節 災害情報の収集・連絡（災害対策本部）

1 地震情報の連絡

地震が発生した場合、市は、気象庁の地震情報を、県を通じて受領する。

2 被害規模の早期把握のための活動

市は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。

3 地震発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明になった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

4 一般被害情報等の収集・連絡

- (1) 市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

- (2) 市は、自主防災組織や消防団等の関係団体とも連携して、管内の概括的被害状況の把握に努め、状況を順次、県に報告する。
- (3) 市は、応急活動に関する情報を相互に連絡するとともに、応急対策活動状況を公表する。
- (4) 市から県、県から消防庁への報告経路及び内容は次のとおりである。
- ① 市は、区域内で震度 4 以上を記録した場合、火災・災害等即報要領の即報基準により覚知後 30 分以内で可能な限り早く県に被害状況の第 1 報を報告する。
 - ② 市は、区域内で震度 5 強以上を記録した場合、火災・災害等即報要領の直接即報基準により覚知後 30 分以内で可能な限り早く県及び消防庁に被害状況の第 1 報を報告する。
 - ③ 第 2 報以後は、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告する。
- (参 照) 火災・災害等即報要領/昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官

高知県危機管理部危機管理・防災課

区分（平日・夜間共通）		番 号
N T T 回 線	T E L	088-823-9018
	F A X	088-823-9253
高知県防災行政無線 地 上 系	T E L	77-72-9018(県防)
	F A X	77-72-9253(県防)

消防庁連絡先

区分 回線別		平日（9:30～17：45） ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室
N T T 回線	T E L	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	T E L	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	F A X	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

(注) TN は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

5 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県の実施する応急対策の活動状況等の情報を把握し適切な対応を図る。

市は、関係機関と、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

6 被害状況の記録

被害状況の写真を、被害状況確認の資料として写真撮影し被害記録の収集確保に努める。

第2節 通信手段の確保（総務課・危機管理課・消防本部）

災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。このため、市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を現場に配置する。

市及び電気通信事業者は、携帯電話等、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

第3節 発災後の活動体制（総務課・危機管理課・消防本部）

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うとともに、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

第1 災害時の活動体制

市域に災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、災害発生及び拡大を防止し、応急対策・救助活動を円滑に行うため、活動体制について定める。

効果的な活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図る。

- 1 配備基準・動員体制に基づいた職員の招集
- 2 各部・班の所掌事務に基づいた初動対応の実施
- 3 災害対策本部の配備基準・動員体制の拡充、縮小
- 4 被害状況等の情報に関する関係機関相互の共有化

第2 災害対策本部の設置及び解散

災害対策本部の設置基準・動員体制及びそれに伴う実施事項を明らかにし、関係者に周知徹底する。

1 設置及び基準

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長の判断において設置する。

[基準]

- (1) 高知県中部に震度4以上の地震が発生したとき
- (2) 高知県に「津波」の津波警報が発表されたとき
- (3) 津波等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (4) 災害救助法が適用される災害が発生したとき
- (5) 市長が、本部を設置し、総合的応急対策を行う必要があると認めたとき

前各号に該当しないが災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、警戒配備（（警戒体制から第1配備への中間段階）危機管理課、総務課、企画課、建設課、都市整備課、農林水産課、上下水道局）を行い、所属長権限において必要人員を招集して対応する。

2 連絡会議の設置

災害対策本部の下に、応急対策などの確迅速な防災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定する連絡会議を設置する。

3 災害対策本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長とする。

ただし、市長による指揮・監督が困難な場合、又は市長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、次のとおり本部長の職務を代理する。

市長不在の場合における本部長職務の代理順位

第1順位：副市長 第2順位：教育長 第3順位：総務課長

4 災害対策本部の設置要請

本部員の命を受けている者（以下「部長等」という。）が本部設置の必要があると判断したときは、市長に本部の設置を要請することができる。

非常事態にあつては、直ちに本部の設置を行い、事後速やかに市長の承認を得る。

5 災害対策本部の自動設置基準

- (1) 高知県中部に震度5弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部を自動的に設置する。
- (2) 高知県に「大津波」の津波警報が発表された場合は、災害対策本部を自動的に設置する。

6 事務局

災害対策本部の事務局は危機管理課に置く。災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。

7 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所を設置場所とする。

災害対策本部の設置場所

	設 置 場 所
庁舎が機能している場合	市庁舎 4 階大会議室
庁舎が被災した場合	消防本部 3 階

8 標識の掲示

本部の標識を災害対策本部設置施設の正面玄関及び本部室前に掲示する。

9 解散

本部長は、次の要件に該当するときは、本部を解散する。

- (1) 災害が発生、若しくは拡大するおそれがなくなったと認めたとき
- (2) 災害発生後における、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき

〔資料編 南国市災害対策本部条例〕

〔資料編 南国市災害対策本部運営規則〕

第3 災害対策本部の組織・運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法、南国市災害対策本部条例の規定に基づき、地域防災計画の定めるところにより行う。

1 本部における任務

- (1) 災害対策本部の任務

ア 本部長、副本部長、本部員

職 名	主 な 任 務
本部長	○ 本部会議の議長となること ○ 避難の勧告・指示・警戒区域の指定を行うこと ○ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他市町村、住民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと ○ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について、基本方針を決定すること ○ 本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	○ 各対策部間の調整に関すること ○ 本部長が不在又は事故のあるときは、本部長の職務を代理すること
本部員	○ 対策部長として、担当部の職員を指揮監督すること ○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること ○ 本部長、副本部長が不在又は事故のあるときは、本部長、副本部長の職務を代理すること ※ 本部員が不在の場合、当該部の次席責任者が代理として出席する。

イ 本部会議

災害対策本部は、必要に応じて本部会議を開催し次に掲げる事項について情報交換を行うとともに、その基本方針を決定する。ただし、本部会議を開催するいとまがない場合は、本部長がその方針を決定する。

	災害対策本部会議
災 害 対 策 本 部 長	市長
災 害 対 策 副 本 部 長	副市長
災 害 対 策 本 部 員	災害対策本部事務局長・各部長
所 掌 事 務	〈報告事項〉 1 災害情報 2 各対策部の配備体制 3 緊急措置事項 〈協議事項〉 1 被害状況の把握 2 災害対策活動方針の決定に関すること 3 避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関すること 4 自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること 5 救助法の適用に関すること 6 その他災害対策の重要事項に関すること

災害対策本部組織図



各部・班名と班長・班員

部 名	班 名	班 長	班 員
総 務 部	総 務 班 情 報 班 出 納 班	総務課長補佐 企画課長補佐 会計課長補佐	総務課員 企画課員 会計課員 財政課員 選管事務局職員 監査事務局職員
厚生福祉部	救助物資福祉班 調 査 班 食 料 班	福祉事務所次長 税務課長補佐 市民課長補佐	福祉事務所職員 税務課員 市民課員
救護衛生部	医 療 救 護 班 廃 棄 物 処 理 班 上 下 水 道 班	長寿支援課長補佐 環境課長補佐 上下水道局次長	保健福祉センター職員 長寿支援課員 環境課員 上下水道局員
経 済 部	商 工 観 光 班 物 資 班	商工観光課長補佐 議会事務局次長	商工観光課員 議会事務局職員
農林水産部	農 林 水 産 班 農 地 調 査 班	部長が係長を以ってあてる	農林水産課員 農業委員会職員
土 木 部	建 設 班 都 市 住 宅 班	建設課長補佐 都市整備課長補佐	建設課員 都市整備課員 地籍調査課員
教 育 部	教 育 班	生涯学習課長補佐 学校教育課長補佐 幼保支援課長補佐	教育委員会事務局職員
消 防 本 部	消防長が別に定める		
事 務 局	危機管理課		

各部・班の所掌事務

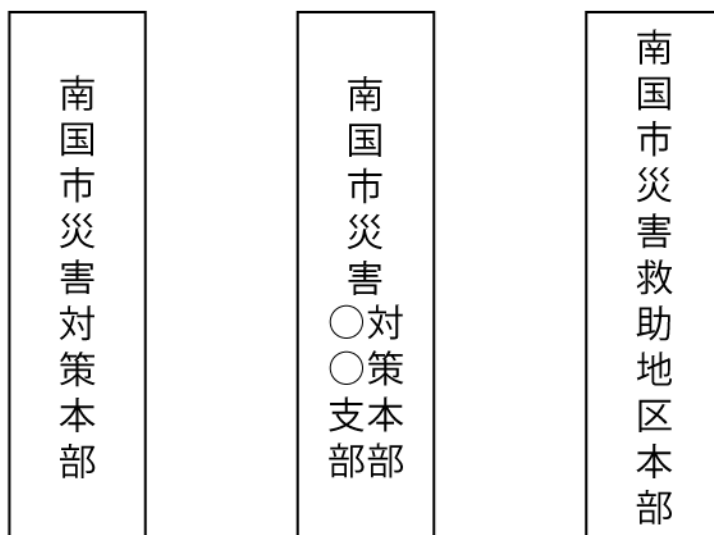
部名	班 名	所 掌 事 務
総務部	総 務 班	1 部内の総合調整に関する事 2 災害見舞者、視察者に関する事 3 施設の保全（普通財産）に関する事 4 公用車の管理及び配車に関する事 5 職員の動員、配備に関する事 6 地震・津波情報の受領、伝達に関する事 7 他の公共団体への応援要請に関する事 8 その他災害対策全般に関する事 9 災害救助法の適用申請に関する事
	出 納 班	1 災害関係経費の支出に関する事 2 災害の予算編成、財政計画に関する事 3 義援金受付、配分に関する事 4 緊急資材・物品調達に関する事
	情 報 班	1 災害関係の取りまとめ及び報告に関する事 2 情報の収集、伝達、記録整理に関する事 3 被災住民の相談に関する事 4 災害関係の広報・記録策定に関する事 5 報道機関への情報提供、連絡調整に関する事
厚生福祉部	救助物資福祉班	1 部内の総合調整に関する事 2 避難所・福祉避難所の開設・管理運営に関する事 3 災害見舞金、弔慰金の支給に関する事 4 義援物資・救援物資の受入れ、配分に関する事 5 災害援助資金の貸付けに関する事 6 被災者に対する生活保護法の適用に関する事 7 生活保護世帯の安否確認に関する事 8 遺体収容所の開設（確保）に関する事 9 埋火葬に関する事 10 災害時要援護者に関する事 11 ボランティアに関する事
	調 査 班	1 被災者並びに被災状況に関する事 2 り災証明の発行に関する事 3 災害に伴う税の減免に関する事 4 応急救護及び危険箇所の調査に関する事
	食 料 班	1 被災者、救助活動者に対する炊出しに関する事 2 食料の確保・配給・備蓄に関する事
救護衛生部	医療救護班	1 部内の総合調整に関する事 2 医療救護活動とその総合調整に関する事 3 医師会、医療機関との連絡調整に関する事 4 薬業協会、薬剤師会等との連絡調整に関する事 5 医療品、衛生材料等の調達、保管に関する事 6 傷病者の収容看護に関する事 7 被災者の衛生状態の調査に関する事 8 被災他の防疫等、保健衛生活動に関する事 9 災害時要援護者に関する事
	廃棄物処理班 （動物保護班）	1 清掃業務計画の総合調整に関する事 2 ごみ収集車両の配備編成に関する事 3 被災地の清掃、消毒に関する事 4 し尿の非常処理計画に関する事 5 ペットに関する事

部名	班 名	所 掌 事 務
	上下水道班	1 応急給水対策に関すること 2 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 3 災害危険箇所のパトロール及び応急・復旧対策に関すること
経済部	商工観光班	1 部内の総合調整に関すること 2 被災商工観光業者に対する融資等に関すること 3 商工観光施設等の被害調査及び応急・復旧対策に関すること
	物 資 班	1 救援物資、生活物資等の確保に関すること 2 緊急資材・物品の調達（出納班と共同）に関すること
農林水産部	農林水産班	1 部内の総合調整に関すること 2 農林水産業施設等の被害調査及び災害対策に関すること 3 災害時における病虫害の防除に関すること 4 被害農林水産業者への被害融資に関すること
	農地調査班	1 農地及び農業施設の災害対策に関すること 2 農作物の被害調査及び災害対策に関すること 3 農畜産物の被害調査及び災害対策に関すること
土木部	建 設 班	1 部内の総合調整に関すること 2 土木施設の被害調査及び災害対策に関すること 3 土木施設の災害応急・復旧対策に関すること 4 障害物の除去、道路交通網の確保に関すること 5 南国市建設業協会への応援要請に関すること 6 災害対策用資機材の確保に関すること 7 急傾斜地等の崩壊対策に関すること 8 水防に関すること 9 交通規制等応急交通対策に関すること
	都市住宅班	1 被災建築物の応急危険度判定に関すること 2 都市施設の被害の調査及び災害対策に関すること 3 市営住宅の応急対策に関すること 4 被災住宅の応急修理に関すること 5 災害に係る住家の被害認定に関すること 6 建物災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関すること 7 仮設住宅建設に関すること
教育部	教 育 班	1 部内の総合調整に関すること 2 学校及び社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること 3 避難所(学校・地区公民館)の開設及び管理に関すること 4 児童・生徒の避難対策に関すること 5 被災学校施設及び被災児童・生徒の授業に関すること 6 災害救助法に基づく学用品の供与に関すること 7 被災児童・生徒の救護に関すること 8 文教関係義援金の受理及び配分に関すること
	事 務 局	1 災害対策本部の運営に関すること 2 本部長の指示、命令に関すること 3 部内の総合調整に関すること 4 県並びに関係機関との連絡調整に関すること 5 自衛隊の災害派遣の要請に関すること 6 防災行政無線の保守管理に関すること 7 連絡会議に関すること

[災害対策本部の標識板・腕章]

1. 標識板

災害対策本部、支部の設置を示すために下図の標識板をそれぞれの場所に設置する。



2. 腕章（色は白地に黒字で赤帯）

本部長、副本部長及びその他の職員は、災害応急活動に従事するときは下図に示す腕章を着用する。

ア 本部長用



イ 副本部長用



ウ 各部局長用



エ 各班長用



オ その他班員用



カ 災害調査協力員用



職員の参集・配備基準

区分		配 備 基 準	動 員 体 制
準 備 配 備 (連絡体制)		・ 予報区「高知県」に津波注意報が発表されたとき	・ 危機管理課担当職員
第 1 配 備 (注意体制)		・ 災害の発生が予想され、災害対策本部に準じた体制を整える必要があるとき	・ 危機管理課全員 ・ 災害対策本部開設に即応できるよう各部の責任者及び各部の必要人員
災害対策本部	第 2 配 備 (警戒体制)	・ 高知県中部で、震度 4 以上の地震が発生したとき ・ 予報区「高知県」に津波警報が発表されたとき	・ 災害対策本部員 ・ 災害関係部署（※ 1）の職員
	第 3 配 備 (非常体制)	・ 現に災害が発生し、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき	・ 各班において必要とする人員
	第 4 配 備 (緊急非常体制)	・ 高知県中部で、震度 5 弱以上の地震が発生したとき ・ 予報区「高知県」に大津波警報が発表されたとき	・ 職員全員

※ 1 災害関係部署は危機管理課、総務課、企画課、建設課、都市整備課、農林水産課、上下水道局をいう。

※ 高知県中部とは、香美市、高知市、南国市、香南市、土佐市、須崎市、いの町、大豊町、本山町、土佐町、日高村、大川村、仁淀川町、越知町、佐川町を含む地域。

第 4 節 広域的な応援体制（総務課・危機管理課・消防本部）

市は、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して、広域的な応援体制の迅速な構築を図る。

市は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

1 他の地方公共団体等への応援要請

(1) 他の市町村への応援要請

市は、必要と認めるときは、災害対策基本法第 67 条及び「高知県内市町村災害時相互応援協定」に基づき、協定市町村に応援要請を行う。

要請先	協定市町村
要請方法	文書（緊急の場合は電話、無線等で行い、事後文書送付）
応援の要請	災害の状況
	応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
	応援を必要とする職員の職種別人員数
	応援を必要とする場所及び期間
	その他職員の応援について必要な事項

応援の 種 類	食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
	被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
	救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
	被災者を一時収容するための施設の提供
	被災児童・生徒等の一時受入れ
	物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
	特に要請があった事項

[資料編 高知県内市町村災害時相互応援協定]

[資料編 宮城県岩沼市 高知県南国市 災害時相互応援協定]

(2) 県への応援要請

市は、必要と認めるときは、災害対策基本法第 68 条に基づき、県に応援要請を行う。

応援要請又は職員の派遣要請は、応援の内容等を明らかにしたうえで文書にて行うが、緊急の場合は、電話、県防災無線で要請し、後日文書を送付する。

要請先	高知県
要請方法	文書（緊急の場合は電話、無線等で行い、事後文書送付）
応援の 要 請	災害の状況
	応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
	応援を必要とする職員の職種別人員数
	応援を必要とする場所及び期間
	その他職員の応援について必要な事項

(3) 職員の派遣の要請

市は、必要な場合、災害対策基本法第 29 条第 2 項に基づき、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

要請先	指定地方行政機関、指定公共機関
要請方法	文書
職員の派遣 の要請	派遣を要請する理由
	派遣を要請する職員の職種別人員数
	派遣を必要とする期間
	派遣される職員の給与その他勤務条件
	その他必要な事項

(4) 職員の派遣のあっせんの要求

市は、必要に応じて、災害対策基本法第30条に基づき、国及び県に対し関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関の職員の派遣に係るあっせんを要請する。

要請先	国、高知県
要請方法	文書
職員の派遣 のあっせん	派遣のあっせんを求める理由
	派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
	派遣を必要とする期間
	派遣される職員の給与その他勤務条件
	その他必要な事項

2 市町村間の相互応援

被災市町村は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求めるものとする。

上記の応援を求められた市は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

3 消防における相互応援協力

(1) 県内消防本部の応援

ア 消防・救急相互応援協定による応援要請

市長は、市の消防力では十分な活動が困難である場合、あらかじめ結んだ相互応援協定に基づき、他の消防機関に対し応援要請を行う。

イ 知事による応援出動の指示

市長は、市の消防力では十分な活動が困難である場合、知事に対して県内消防本部の応援出動の指示を要請する。

(2) 緊急消防援助隊による応援

ア 応援要請

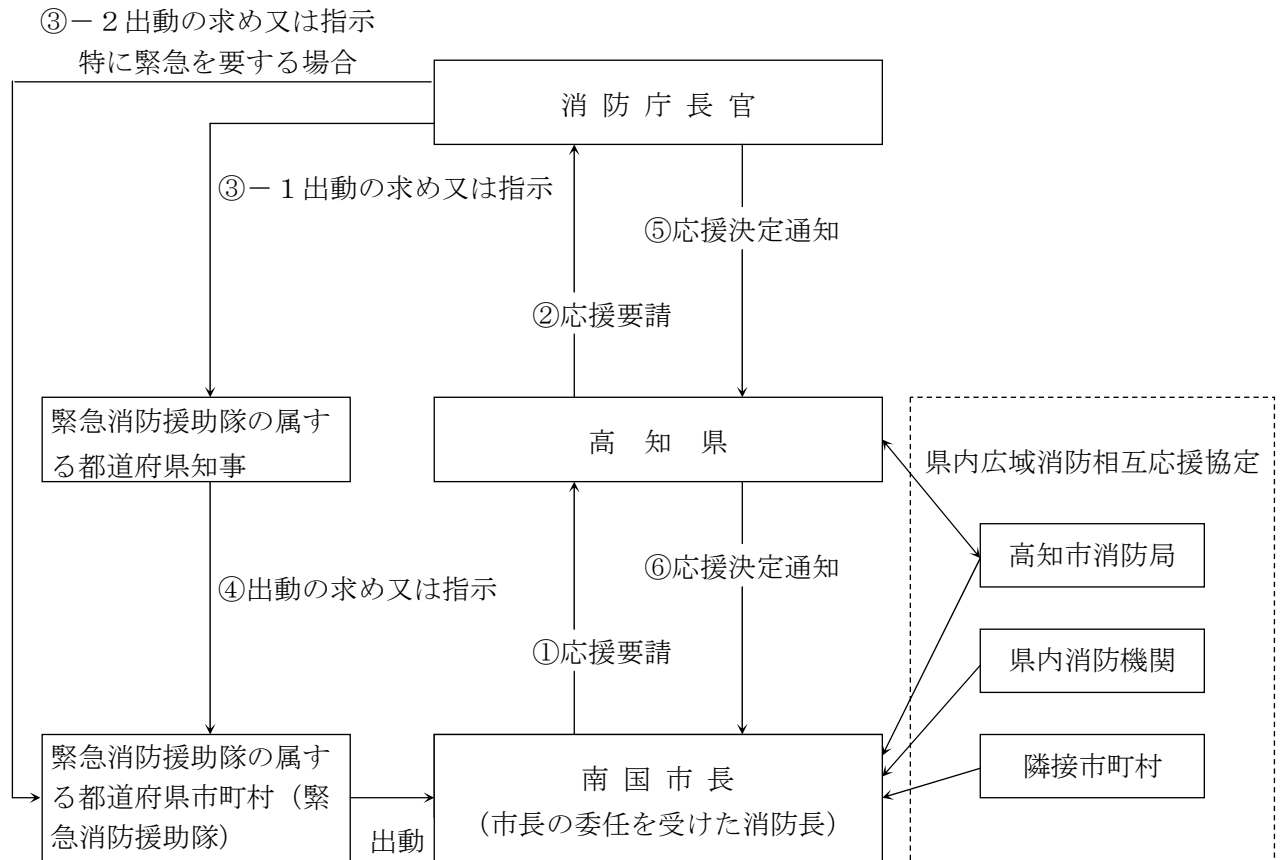
(ア) 市長は、被害が甚大で、迅速な消火、救出・救助等を行うために高度な資機材を要する場合等において、必要と判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。

(イ) 知事は、依頼又は自らの判断により消防庁長官に要請を行う。

(ロ) 知事は、要請に当たり事前に消防本部との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を消防本部及び市長に報告する。

(エ) 知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、速やかに消防本部及び市長に連絡する。

緊急消防援助隊応援要請系統図



消防組織法の根拠条項

①②		第44条第1項
③-1	求めによる場合 指示による場合	第44条第1、2項 第44条第5項
③-2	求めによる場合 指示による場合	第44条第4項 第44条第5項
④	求めによる場合 指示による場合	第44条第3項 第44条第6項

イ 緊急消防援助隊調整本部の設置

緊急消防援助隊が出動した場合、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な行動に資するため、緊急消防援助隊調整本部を設置する。緊急消防援助隊調整本部は、被災地が本市のみの場合は市が設置する。被災地が複数の市町村である場合には県が設置する。

(ア) 市が設置する場合の構成員は、原則として、市長又はその委任を受けた者、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、県代表消防機関の派遣職員。本部長は市長又はその委任を受けた者。

- (イ) 県が設置する場合の構成員は、原則として、知事又はその委任を受けた者、被災地である市町村の派遣職員、消防庁派遣職員、指揮支援部隊長、県代表消防機関の派遣職員。本部長は知事又はその委任を受けた者。

ウ 経費負担

「緊急消防援助隊の活動に係る経費負担について（平成 8 年消防救第 59 号消防庁救急課長通知）」に基づき決定する。

4 自衛隊派遣要請

市長は、大規模災害による被害が拡大し、人命又は財産の保護のため自衛隊による応急措置が必要と認めるとき、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。この場合において、市長は、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。知事に対して要請ができない場合には、市長は、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

市長は、上記の自衛隊への通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

(1) 災害派遣要請

ア 要請基準

激甚な被害が発生し、次に掲げる応急対策が不可能であると市長が認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

- (ア) 人命救助
- (イ) 消防、水防
- (ウ) 救援物資の輸送
- (エ) 道路の障害物除去
- (オ) 応急の医療、防疫、給水、入浴支援、通信支援
- (カ) 緊急な公共施設の応急復旧

イ 要請手続

次の事項を記載した自衛隊災害派遣要請依頼書を知事に提出し、派遣を要請する。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

- (ア) 派遣要請依頼日時
- (イ) 災害状況及び派遣依頼理由
- (ウ) 派遣期間
- (エ) 派遣区域
- (オ) 現地連絡員
- (カ) 派遣活動内容
- (キ) その他必要事項

ウ 災害派遣要請の依頼ができない場合の措置

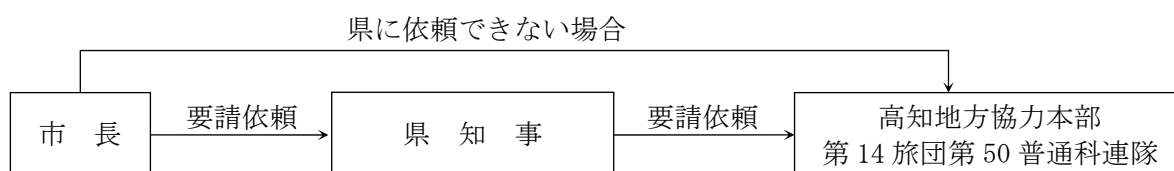
市長は以下の場合、その旨及び災害の状況を、指定部隊等の長に対し直接通知することができる。なお、この場合、知事に連絡が取れ次第、速やかにその旨の報告を行う。

- (ア) 緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき
- (イ) 通信の途絶等により知事への依頼ができないとき

エ 派遣要請窓口

機 関 名	電 話 番 号	
	県防災行政無線	一般加入電話
高知県危機管理部	72-9018 80-640（地上系 F A X）	088-823-9018 088-823-9253（F A X）
第14旅団第50普通科連隊	31215-619	0887-55-3171
自衛隊高知地方協力本部		088-822-6128

要請系統図



オ 自主派遣

大規模な地震等（震度5弱以上）の災害が発生した場合、関係機関への情報提供を目的とした情報収集のための部隊等の派遣や通信途絶により県との連絡が不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣できる。

自主派遣の基準は次のとおりである。

- (ア) 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき
- (イ) 直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき
- (ウ) 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関すると認められるとき
- (エ) その他上記に準じ、知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

(2) 災害派遣部隊の活動内容

項 目	活 動 内 容
被害の状況把握	車両、航空機等により情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示、勧告等が発令され、避難や立ち退き等が行われる必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
交通規制	警察官が現場にいない場合、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの策定、運搬、積み込み等を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者の応急医療、救護及び防疫、病虫防除の支援を行う。
通信支援	災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度における通信支援を行う。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸与及び譲与	被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。
危険物の除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 派遣部隊の受入体制

ア 派遣部隊との連絡

(ア) 派遣部隊の任務などについては、直接派遣部隊に申入れを行わず、県を通じて行う。

(イ) 本部長は、必要に応じて自衛隊に対し対策本部又は現地対策本部に連絡員の派遣を要請する。

イ 宿営施設

派遣部隊の宿営には、活動が必要な地区の学校、公民館等の公共建物を提供する。

ウ 派遣部隊指揮所の設置

自衛隊の災害派遣業務を調整し災害応急体制を確立するため、市役所内又は災害対策本部設置施設内に派遣部隊の指揮所を設置する。

エ 派遣部隊の誘導

派遣部隊が応急対策に従事している間、関係各部は、被災地域内における誘導並びに災害対策本部との連絡に当たるため、必要な職員を派遣部隊とともに行動させる。

オ 応援作業

関係各部は、必要に応じて災害派遣部隊の作業を応援するため、関係機関及び地元関係者と協議し、応援作業計画を立て、派遣部隊との連絡を取り作業を実施する。

(4) 経費の負担

ア 市の負担

自衛隊の救援活動に要した費用は、原則として派遣を受けた市が負担する。また、本市以外の他の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して決定する。

- (ア) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
- (イ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費・燃料費（自衛隊装備品に係るものを除く。）、水道料、電話料、通信費等
- (ウ) 派遣部隊が活動するために必要な資材、機材等の購入、借上げ、修理費
- (エ) 派遣部隊が救援活動に伴い発生した損害の補償（自衛隊装備品以外）
- (オ) その他、救援活動の実施に要する経費で、負担区分について疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

イ 自衛隊の負担

(ア) 使用資機材の準備及び経費の負担区分

自衛隊は、派遣部隊等の給食・装備器材、被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費を負担する。

(イ) 災害救助のための無償貸与及び譲渡

a 無償貸与

自衛隊は、期限を定め応急復旧に特に必要な物品を貸し付けることができる。

期限は次のとおりである。

- ・救助法による救助を受けられるまでの期間
- ・災害救助のため必要な期間（3か月以内）

b 譲渡

自衛隊は、緊急を要するときは食料品、飲料水、医薬品など救援物資を譲渡することができる。

(5) 派遣部隊の撤収要請の手続

本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、県知事や派遣部隊と協議を行い、速やかに知事に対し自衛隊の撤収を依頼する。

〈撤収依頼事項〉

ア 撤収日時

- イ 派遣部隊名
- ウ 事故の有無
- エ 派遣人員、機材及び従事作業内容
- オ その他

(6) 災害対策基本法に基づく自衛官の権限

災害派遣を命じられた派遣部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において市職員、警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合、当該措置をとったときは直ちにその旨を本部長に通知しなければならない。

- ア 警戒区域の設定及びそれに基づく立入制限・禁止並びに退去命令
- イ 他人の土地、建物等の一時使用
- ウ 現場の被災工作物等の除去
- エ 住民等を応急措置の業務に従事させること

第3章 救助・救急、医療及び消火活動

災害発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うこと、さらに、災害の拡大を防止するため、消火活動を迅速・的確に行うことは、生命及び身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助・救急活動（災害対策本部・消防本部）

1 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2 市による救助・救急活動

市の区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

3 資機材等の調達

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

第2節 医療活動（保健福祉センター・長寿支援課）

市は、南国市医療救護計画に基づいた医療救護活動を行う。

1 被災地域内の医療機関による医療活動

- (1) 市は、必要に応じ、市域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求める。
- (2) 被災地域内の医療機関等は、病院建築物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。
- (3) 被災地内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。
- (4) 市内の民間医療機関は可能な限り医療救護の体制をとり、活動に協力する。

2 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）医療関係機関等の派遣

市は、必要に応じて、速やかに県等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請する。

第3節 消火活動（消防本部）

- 1 発災後初期段階においては、住民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。
- 2 市は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な地震災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

第4節 惨事ストレス対策（保健福祉センター・消防本部）

- 1 市は、救助・救急活動を実施する各機関を始め、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- 2 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも、また、避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の発生防止・拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第2節 交通の確保（警察署・道路管理者・関係機関）

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある、そのための一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して、応急復旧のため集中的な人員、資機材の集中的な投入を図る。

1 道路交通規制

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急活動を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど、交通の確保に努める。また、災害発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組む。

(1) 交通規制

交通規制の実施責任者は次の状況において交通規制を実施する。

道路管理者は危険箇所の交通規制を行うとともに、被害状況について警察に通報する。

実施機関	交通規制を行う状況	根拠法令及び内容
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認められる場合	道路交通法第4条
	2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、緊急の必要があると認められる場合	災害対策基本法第76条
警察署長	1 公安委員会から委任があった場合に、政令で定めるところにより適用期間の短い交通規制を行うことができる。	道路交通法第5条 同施行令第3条の2
警察官	1 道路の損壊、火災の発生その他事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条
自衛官及び消防吏員 （警察官がその場にはいない場合に限る）	1 通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となる場合	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者 国道・県道・市道	1 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条

(2) 交通規制情報の収集・周知

市は警察署から、交通規制の実施状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じ、各班に伝達する。また、交通規制の実施の報告を受けたときは、災害対策本部に連絡し、直ちにその内容を報道機関の協力を得て周知するよう努める。

(3) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両の事前届出

市は、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するため使用する車両について、公安委員会に事前に届出を行い、緊急通行車両の届出済証の交付を受けておく。

イ 緊急通行車両の運行

事前届出車両の使用者は、次の手続を行う。

(ア) 緊急通行車両の確認手続

災害による交通規制下において事前の届出済証の交付を受けた車両を運行する場合、事前届出車両の使用（運転者を含む）は、公安委員会（警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。

(イ) 標章の掲示

緊急通行車両の使用（運転者を含む）は、（ア）により交付された標章を、車両の助手席側（前面から見やすい箇所）に貼付したうえで、緊急通行車両の運行を行う。

(ウ) 緊急通行車両の確認証明書の提示を求められた場合の措置

緊急通行車両の使用（運転者を含む）は、（ア）により交付された確認証明書を必ず携行し、警察官等から確認証明書の提示を求められたときは、これを提示する。

(4) 交通規制時の車両の運転者の義務

通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法第 76 条の 2 の規定に基づき車両の運転者は、通行禁止区域外へ移動するか緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。

2 道路啓開等

(1) 市は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関等に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。

(2) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

(3) 市は、建設業者との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

3 空港等の応急復旧等（ヘリポート）

県及び市は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図る。

4 広域輸送拠点の確保

県及び市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

第3節 緊急輸送（総務課）

陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的・積極的に緊急輸送を実施する。特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を図る。

市は、必要に応じ、自ら緊急輸送活動を行うほか、輸送関係機関及び県等に緊急輸送を要請する。

第5章 避難収容及び情報提供活動

地震発生後、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難所に収容することにより、当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものでもある。さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

第1節 避難誘導（災害対策本部）

- 1 市は、発災時において、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。
- 2 市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

第2節 避難所の開設・避難者の受入れ（福祉事務所・施設管理者）

市は、発災時に必要に応じ、避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該避難所を開設・運営することの適否を検討する。

1 施設の解錠、開門

避難所の開設は、市長の判断により、原則として、避難所担当職員が施設管理者の協力を得て行う。避難所担当職員、施設管理者がともに不在の場合は避難所運営委員会が解錠、開門を行い、避難所に参集した避難所運営委員会メンバーを中心に避難所の開設準備を行う。

2 避難所の開設準備

運営委員会メンバーを中心に、速やかに以下の手順を実施する。原則として、開設準備完了まで、避難者は施設敷地に留まり、建物への立入りは行わないものとする。

- ①開設指示の確認
- ②開設準備への協力要請
- ③施設の安全確認
- ④避難所運営用設備等の確認
- ⑤避難者の安全確認
- ⑥機材・物資の確認
- ⑦居住区域グループの編成

⑧避難所スペース等の確認

⑨利用室内の整理・清掃

⑩受付設置

⑪避難所看板

3 避難者の受入れ、名簿作成

施設の安全が確認され、開設準備が整い次第、避難者を施設内へ誘導する。

受付においては、避難者名簿へ氏名、住所等の記入を行うが、避難者の状況により受入れ後の記入となることも止むを得ないものとするが、できるだけ速やかに、受け入れた避難者全員について名簿作成を行う。

4 避難所開設の報告

避難所の開設後、速やかに災害対策本部に報告する。

①開設日時

②避難者概数

③地区の被害の概況等

5 地域住民への周知、広報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報を行う。

6 避難所が不足する場合

避難所が不足する場合は、災害に対する安全性を確認のうえ、災害対策本部と調整し、一時的に被災者を受け入れる野外施設（テント、広場等）の開設を行う。

野外施設の受け入れは、新たな避難所の開設又は応急仮設住宅が完成するまでの間とし、次の点に留意する。

ア 野外受入施設の開設・運営・廃止については、避難所に準ずる。

イ 開設エリアの衛生管理・火災防止等に配慮する。

ウ 野外施設資材（テント等）の不足する場合、災害対策本部は県に調達を依頼する。

エ 開設した場合、災害対策本部は、県及び関係機関にその旨を報告する。

第3節 避難所の運営管理（福祉事務所・施設管理者）

市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、飲料水、食料等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に來ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、市災害対策本部への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市災害対策本部に提供するものとする。

1 避難所の運営

(1) 居住区域グループの代表者の選出

各居住区域グループはグループ長と各活動班への代表者を決めるが、特定の個人に負担が大きくならないように交替性をとるなどの対応を図る。

(2) 各活動班の設置

避難所の運営に必要な作業を行うために、各居住区域グループから選出された代表者により、以下のような活動班を作る。(例示)

- ・総務班
- ・名簿班
- ・情報広報班
- ・施設管理班
- ・食料・物資班
- ・救護班
- ・衛生班
- ・ボランティア班

(3) 避難所運営会議の開催

災害対策本部との連絡調整事項についての協議、避難所運営、生活環境等における課題、問題への対応のために、毎日1回以上、定時に運営会議を開催することとし、円滑な避難所運営に努める。

(4) 運営状況の報告

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、毎日、災害対策本部へ「避難所状況報告書」を提出する。

(5) 活動班の再編成

避難者の減少等により、避難所の規模が縮小するなど、状況の変化があった場合は、適宜、班員の再配置、班の再編成を行う。

(6) 避難所内での場所の移動

避難者の増減などにより、避難所内での生活スペースの移動が必要となる場合は、避難者の了解を得て、部屋の統廃合等により生活スペースの移動、再配置を行う。

(7) 災害時要援護者の要望の把握と支援

避難所運営会議は、避難所の運営に当たっては、乳幼児、高齢者、障害者等の要望を把握しこれらの者への情報提供に配慮する。

また、必要に応じて福祉避難所への移動を実施する。

2 避難者への配慮

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(1) 避難生活の長期化

市は、避難生活の長期化に備え、仮設住宅が建設されるまでの1か月程度を目安として、次の対策を実施する。

対 策	配 慮 す る 事 項
長期化対策	床敷マット、布団、間仕切り、入浴施設、冷暖房器具、洗濯機、仮設トイレ、テレビ・ラジオ、簡易台所、その他必要な設備・備品等
	報道機関等の取材立入制限
	防犯、被災者の精神安定
	衛生管理（医療、トイレ、清掃、ゴミ）

(2) 避難所以外で生活している避難者への配慮

特に自動車などの狭い場所で生活している避難者については、「エコノミークラス症候群」になる可能性もあるため、健康管理及び衛生管理等について啓発する。

3 男女の性差に配慮した避難所での生活環境

女性や子育て家庭にとって、被災地での避難生活を少しでも安全・安心なものとし、被災者の肉体的・精神的負担を緩和するため、以下のような措置を講ずる。

(1) 避難所で提供する物資

- ア 生理用品
- イ おむつ
- ウ 粉ミルク
- エ 哺乳ビン

オ 離乳食

(2) 女性や子育てに配慮した避難所の設計

避難所での生活が安定していく中で、可能なものから対応を進める。

ア プライバシーを確保できる仕切りの工夫

イ 男性の視線が気にならない更衣室・授乳室、入浴設備

ウ 安全な男女別トイレ

エ 乳幼児への対応（乳幼児が泣き続けたり走り回ったりすれば、親にも大きなストレスとなる。）

オ 乳幼児が安全に遊ぶ空間の確保

カ 乳幼児のいる家庭用エリアの設定（夜泣きなどにお互い様で寛容。悩みも話し合えて、助け合える。）

(3) 女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制等

避難所の体制や支援体制を整える中で、可能なものから対応に努める。

ア 現地支援体制による女性のニーズの把握

イ 各避難所の運営体制への女性の参画

ウ 避難所に意見箱を設置

エ 地域の医療機関、助産機関、保健センター、保育・教育機関、男女共同参画センター等との連携

オ 女性医師・保健師や女性相談員による悩み相談サービスの提供とその周知

(4) 女性に対する暴力を防ぐための措置

災害現場や避難所生活等において、性犯罪や配偶者間暴力等が懸念されており、関係機関においては、そうしたことを特に意識したうえで、予防と被害者支援の取組に努める。

ア 警察など関係機関における警備強化

イ 性犯罪や配偶者間暴力等についての相談サービスの提供とその周知

ウ 安全な環境の整備（男女別トイレ、安全に行ける場所へのトイレの設置、防犯ブザーの貸出しなど）

エ 女性への注意喚起（人目のないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときには声を掛け合うなど）

(5) 妊産婦等への配慮

ア 妊産婦については、病院・産院への迅速な搬送や負担の大きな業務に従事させないことなどの配慮

イ 高齢者、障害者、外国人等についても、それぞれに困難に直面することがあり、知見を有する機関からの適切な助言を得るなどの配慮

4 避難所の統合、閉鎖

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等により、必要に応じて、旅館やホテル等への避難者の移動を検討する。また、災害の規模等により、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

5 家庭動物対策

災害時における家庭動物については、飼い主の責任の下に飼育・管理をする。

市は、動物愛護の観点から、県、関係団体等と協力して、家庭動物の保護や避難所への受入れを行う。

※ ここで、家庭動物とは、人に飼育されている犬、猫等の小動物とする。

(1) 避難所での家庭動物対策

避難所での家庭動物の対策は、以下のとおりとする。

動物保護班は、関係機関等と協力し、避難所に同行した家庭動物の適正管理・衛生管理についての必要な指導・助言を行う。

- 避難所の家庭動物の管理責任は、飼い主の責任で行う。
- 家庭動物用の飼料、水、ゲージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。
- 居住スペース内への家庭動物の持込みを禁止する。ただし、介助犬については持込みを許可する。
- 危険動物は避難所へ同伴できない。
- 家庭動物の避難場所は居住スペースと別とし、飼い主及び避難所へ通知・徹底する。
- 家庭動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、飼育ルールを遵守して行う。
- 家庭動物の避難場所を使用する飼い主は、代表を互選し連帯して適正管理に責任を持つ。
- 家庭動物の避難場所の運営上、適正管理、公衆衛生上問題がある場合は、速やかに市に指導・援助を求める。

第4節 応急仮設住宅等（都市整備課）

1 応急仮設住宅の提供

市（災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市）は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに建設する。建設に当たっては、二次災害に十分配慮する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

2 応急仮設住宅に必要な資機材の調達

応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて県等に資機材の調達に関して要請する。

3 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第5節 広域一時滞在（総務課・福祉事務所）

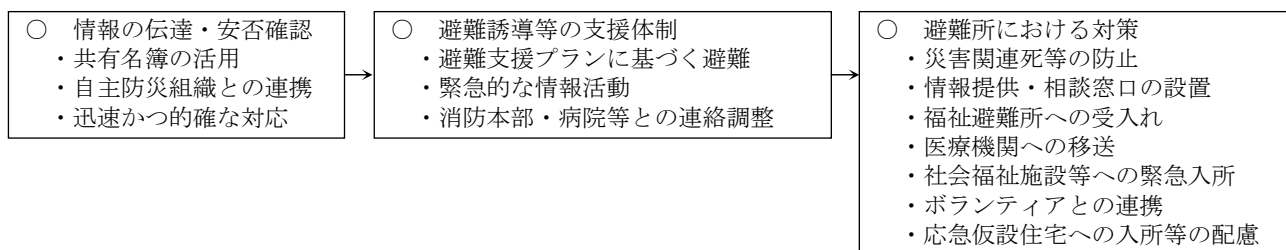
市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的一時滞在及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第6節 災害時要援護者への配慮（長寿支援課・福祉事務所・保健福祉センター）

市は、災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努める。

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮する。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。



1 災害発生時の支援対策

(1) 災害時要援護者への情報伝達

市は、自主防災組織及び社会福祉関係団体等と協力して、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合、災害時要援護者が早めに避難準備し、避難ができるよう早期の情報伝達に努める。

(2) 災害時要援護者の安全確保

ア 地域における安全確保

自主防災組織及び社会福祉関係団体は、警察署及び消防署などに協力し、事前に把握している災害時要援護者情報をもとに避難誘導を行う。

避難誘導に当たり、誘導者は責任を持って避難所での登録手続きまで行う。

イ 社会福祉施設等における安全確保

施設管理者は、施設の被害及び利用者の状態を把握し、迅速に避難誘導を実施する。施設職員だけで避難誘導等の安全確保が困難な場合は、近隣の自主防災組織、社会福祉関係団体、警察、消防署及び市に協力を要請する。

(3) 災害時要援護者の安否確認

市は、避難所責任者、自主防災組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、災害時要援護者の所在及び安否の確認を行う。

ア 避難所での所在確認

市は、避難者名簿に基づき災害時要援護者を把握する。

イ 在宅している災害時要援護者の安否確認

市は、自主防災組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、避難せずに在宅している災害時要援護者の安否確認に努める。

ウ 避難所及び居宅で所在・安否が確認できない場合

市は、避難所及び居宅で所在及び安否の確認ができない場合、情報班に行方不明者として報告する。

2 避難所における支援対策

(1) 避難所における応急支援

ア 応急介助支援措置実施のためのリスト作成

市は応急的な介助支援措置の必要性を把握するためのリストを、次に示す点に留意して作成する。

(ア) 避難所単位で作成

(イ) 必要な介護・介助要員の種別・規模を把握するため状況項目別に作成

(ウ) 車椅子・杖等介助用具の要否を把握

(エ) 福祉避難所、特殊医療等の対応可能な医療機関への移送の必要性を把握

イ 応急支援の実施

災害時要援護者の避難所における生活を支援するに当たり、救助物資福祉班、教育班は、以下の応急支援を実施する。

必要な設備及び生活スペースなどの確保	段差の解消及び手すりなどの設置、専用トイレの整備、間仕切り・カーテン等の設置、車椅子・杖等の介助用具の確保等
必要物資の配給	飲料水及び食料の優先的な配給
	紙おむつ、おしりふき、ウェットティッシュ等の確保
ボランティアの配置	手助けが必要な人及びその状況を把握し、災害時ボランティアセンターを通じて介護・介助、手話、通訳等必要な人員を確保し把握
その他避難所での配慮	健康状態のチェック、健康診断や相談対応
	聴覚障害者向け掲示板の設置、災害時要援護者の状態を考慮した情報提供
	避難所での生活が困難な人の福祉避難所への移送

(2) 在宅している災害時要援護者の応急支援

救助物資福祉班は、自主防災組織及び福祉団体の報告により、避難所等での受入れが望ましい在宅している災害時要援護者を把握した場合、その状況に応じて避難所、福祉避難所又は医療機関等の受入先及び移送手段を確保する。

3 福祉避難所等の確保と移送

(1) 福祉避難所等の確保

ア 福祉避難所の状況確認

市は、避難所からの災害時要援護者支援要請があったときは、福祉避難所への移送の可否を確認する。

イ 福祉避難所での対応ができない場合

市は、福祉避難所では災害時要援護者の対応ができない場合、また福祉避難所での介助等の措置ができない場合は、以下のように受入先を確保する。

- (ア) 市内の介護施設・障害者福祉施設への受入要請
- (イ) 市内の社会福祉施設・病院等への受入要請
- (ウ) 他の市町村社会福祉施設への受入要請
- (エ) 民間アパートのあっせん

(2) 福祉避難所への移送

市は、福祉避難所が確保され次第、関係機関に要請して、随時災害時要援護者を移送する。

ア 関係機関による移送措置

- イ 災害ボランティアセンターへの依頼による移送措置
- ウ 避難所入所者の協力支援による移送措置
- エ バス会社、自衛隊等への依頼による移送措置
- オ その他可能な手段による移送措置

4 巡回ケアサービス・広報・相談窓口の設置

(1) 巡回ケアサービス

市は、避難所及び社会福祉施設等の災害時要援護者が利用する施設において、災害時要援護者向け巡回ケアサービスを関係機関と協力して実施する。

- ア 各災害時要援護者支援組織によるニーズの把握及び全般的なケアサービス
- イ ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談
- ウ 医師会（医療救護班を中心として）との連携・協力による健康チェック
- エ ヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助

(2) 相談業務

市は、被災者相談窓口を開設し、必要に応じて福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、災害時要援護者やその家族に対し総合的な相談に応じる。

(3) 広報活動の災害時要援護者への配慮

市の広報活動並びに相談窓口では、災害時要援護者がサービスを支障なく受けられるよう次の点に留意しながら行う。

- ア 視聴覚障害者に対する配慮
- イ 周囲の住民に理解を得られるような配慮
- ウ 日本語を話せない外国人等への配慮

5 災害時要援護者向け仮設住宅の供給と復旧期ケア対策

(1) 災害時要援護者向け住宅の供給企画案作成

災害時要援護者向けの住宅の供給計画案の作成に当たっては、災害時要援護者がサービスを支障なく受けられるよう、次の点に留意する。

- ア 災害時要援護者の住宅仕様別のニーズの把握
- イ 災害時要援護者が優先的に入所できるような配慮

(2) 復旧期ケア対策の実施

市は、関係各対策部及び関係機関等の協力を得て、災害時要援護者向け仮設住宅に必要な措置として復旧期ケア対策をおおむね次のとおり行う。

- ア 医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック
- イ ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談、各種行政支援サービスの利用相談、要援護者向けのサービスの実施

(3) 復旧期ケア対策に関する広報並びに相談受付業務

被災者相談窓口設置期間中は、「被災者相談窓口」により行う。

また被災者相談窓口閉鎖後は、救助物資福祉班が窓口となり関係各対策部、関係機関の協力のもと実施する。

第7節 被災者等への的確な情報伝達（企画課）

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民の生活の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 被災者等への情報伝達活動

- (1) 被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

災害広報する内容（例示）

ア 被害状況

- 人的、物的被害
- 公共施設被害など

イ 余震関連情報

- 気象庁の発表する余震に関する情報
- 余震による二次災害の危険性の注意喚起

ウ 安否情報

- 死亡者の情報

エ 応急対策情報

- 応急対策の実施状況

オ 生活情報

- 電気、電話、ガス、水道などの復旧状況
- 避難所情報

カ 住宅情報

- 仮設住宅
- 住宅復興制度

キ 医療情報

- 診療可能施設
- 心のケア相談

ク 福祉情報

- 救援物資
- 義援金
- 貸付制度

ケ 交通関連情報

○交通規制 ○交通機関の状況

コ 環境情報

○災害ごみ

サ ボランティア情報

○ボランティア活動情報

シ その他

○融資制度 ○各種支援制度 ○各種相談窓口

- (2) 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (3) 市は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、関係機関等と相互に連絡をとりあう。
- (4) 情報伝達に当たっては、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

第8節 文教施設対策（教育委員会）

一般対策編 第3部 第6章 第8節 文教施設対策 を参照

第9節 文化財対策（教育委員会）

一般対策編 第3部 第6章 第9節 文化財対策 を参照

第6章 物資の調達、供給活動の留意点

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第7章 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の埋葬を遅滞なく進める。

第1節 保健衛生（環境課・長寿支援課・保健福祉センター）

市は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、高齢者、障害者、子ども等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

- ・ 保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- ・ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても、必要な措置を講ずる。

第2節 防疫活動（長寿支援課・環境課・保健福祉センター）

市は、関係機関の協力を得て、災害時において生活環境の悪化、被災者の健康状態の悪化等のため感染症等の疾病患者が発生し、又はそのおそれがある場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この節において「法」という。）及び予防接種法の規定するところにより迅速かつ適切な防疫活動を行い、感染症の発生、まん延の防止に努める。

防疫活動の実施

法に基づき、知事から次の指示があった場合には、災害の規模及び態様に応じ、その期間及び範囲を定めて速やかに行わなければならない。

- (1) 汚染された場所の消毒に関する指示（法第27条第2項）
- (2) ねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示（法第28条第2項）
- (3) 物件の措置に関する指示（法第29条第2項）
- (4) 水の使用の制限等に関する指示（法第31条第2項）
- (5) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条。市長により実施されるのが適当な場合に限る。）

第3節 遺体の処理等（福祉事務所・市民課）

遺体の処理については、火葬場、柩等の関連する情報を広域的にかつ速やかに収集し、柩の調達、遺体搬送の手配等を実施する。また、必要に応じ、県及び近隣市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努める。なお、遺体については、その衛生状態に配慮するものとする。

1 遺体の収容所・安置所の開設

災害により、多数の死者が出た場合又は出ることが予想される場合で、遺体の収容・安置所の開設が必要と思われるときは、災害対策本部は関係機関と連携し、被害の状況を考慮して、遺体の収容・安置に適切な場所を選定し、開設する。

(1) 遺体収容所・安置所の開設

市と関係機関が協力して行う。

(2) 開設についての留意事項

避難者等に配慮し、避難所と距離を置く等、関係部局で調整を行う。

(3) 適当な建物が確保できない場合

上記(2)により、応急的措置としてテント等を使用し開設するが、その場合は4面張りとする。

(4) 葬儀社等の協力

安置所に必要な納棺用品、仮葬祭用品、ドライアイス等の資機材や納棺作業の指導のための要員については、「災害時における支援協定」に基づき、市内葬儀社等の協力を得て行う。

(5) 広報

安置所を開設した場合、市は遺体が速やかに収容できるよう広報に努める。

2 遺体の収容及び検視・検案

(1) 遺体の収容

発見された遺体は、収容所に搬送し、関係法令の定めるところにより必要な措置を行い、検視・検案が済んだ遺体は、安置所に安置する。

遺体の収容から安置、引渡しまでの流れ

1	遺体の搬送	遺体の搬送は、検視・検案を受けるために、指定された収容所に搬送する。
2	遺体収容の受付	受付は市、警察が行う。
3	検視・検案	検視：警察は、遺体の検視及びこれに必要な処置を行う。 検案：県より派遣された検案医は、遺体の検案、遺体の検案書及びその他必要な措置を行う。
4	遺体の安置	検視・検案が済んだ遺体は、安置所に安置する。
5	遺体の引渡し	市は、安置所に引渡所を設ける。遺族が判明している場合は、検案書を交付し、遺留品とともに遺体を引き渡す。

(2) 身元不明遺体の身元確認及び遺留品の保管

身元不明遺体は、警察署、自主防災組織、医師会の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努める。実施に当たっては、次の点を配慮し行う。

ア 記録と遺留品の保管

身元不明者の人相・特徴・身長・体重・着衣及び発見場所等の状況を記録し、遺留品の保管を行う。

イ 写真の撮影

後日の身元確認作業に備え、写真撮影を行う。

3 火葬の相談と火葬許可証の発行

(1) 火葬に関する相談窓口の開設

市は、遺体の引渡しを受けた遺族等のため、安置所に火葬等に関する相談窓口を開設し、火葬・埋葬手続きなど相談に応じる。

(2) 火葬許可証の発行

火葬許可証の発行は市が行うが、迅速に発行できるよう体制を整える。

4 身元不明遺体の対応

(1) 身元不明遺体の火葬

身元不明遺体については、一定期間内に処置することが望ましいので、次の要領で市が火葬を行う。

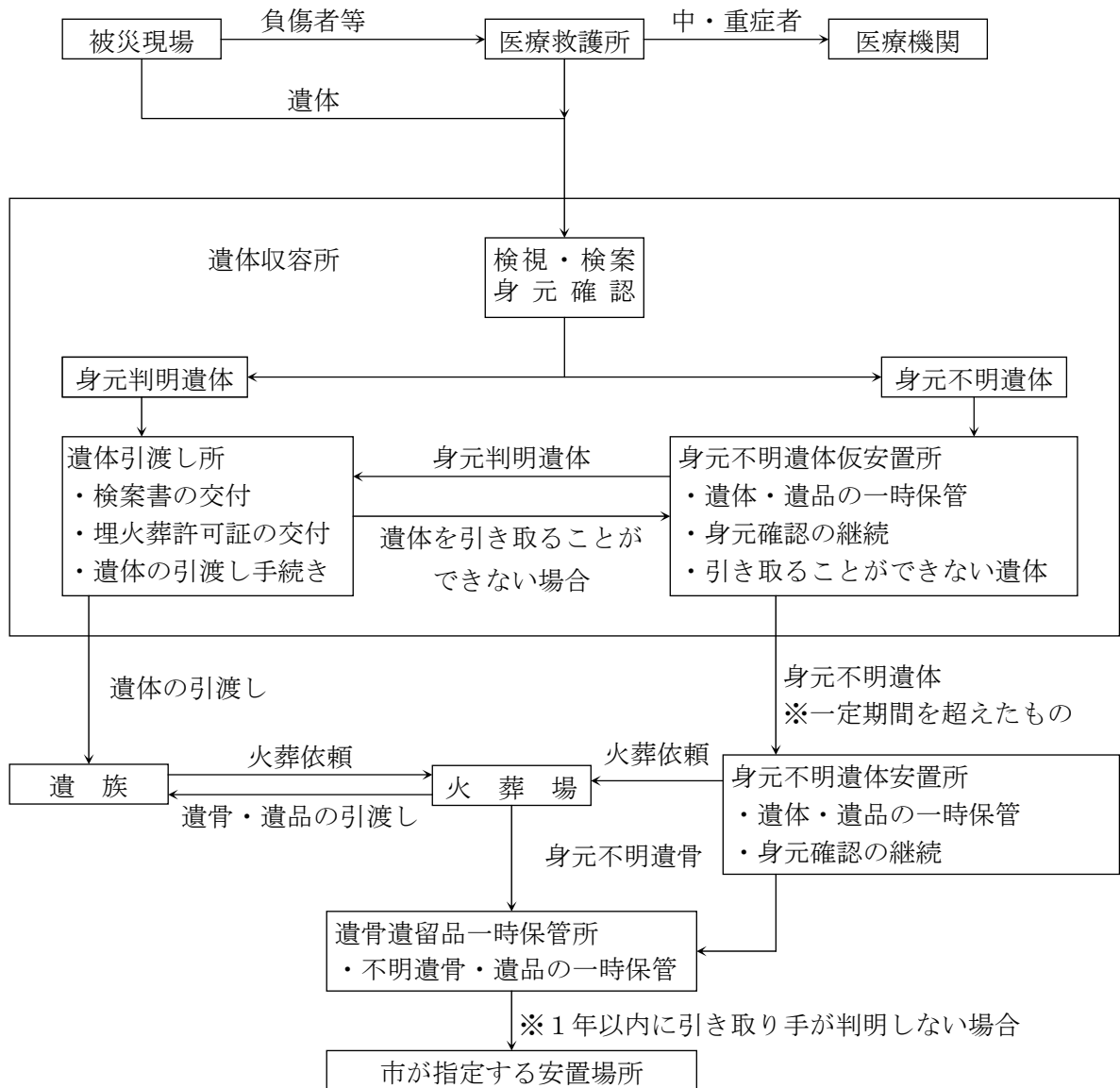
1	本部長を身元引受人として、市が死体火葬許可証の発行手続きを行う。
2	市は、「遺骨及び遺留品保管所」を設置し、火葬を終えた遺骨及び遺留品を一時保管する。

(2) 火葬後の対応

安置所の閉鎖に伴い、身元不明者の遺骨・遺留品は、市に引き継ぐ。

身元不明の遺骨は、1年以内に引取人が判明しない場合、身元不明者扱いとして、市が別に定める場所に移管する。

遺体の収容・埋火葬の流れ



第8章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講じる。

第1節 社会秩序の維持

警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める。

第2節 物価の安定、物資の安定供給

市は国、県等と連携して、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

第9章 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動

第1節 施設・設備等の応急復旧活動（総務課・建設課・都市整備課・上下水道局）

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

1 施設、設備の応急復旧活動

- (1) 市は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 市は、被災の程度に応じて派遣される緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）により、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設、設備の応急復旧活動に対する支援を受ける。

2 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

災害救助法の適用となる場合は、「災害にかかった住宅の応急修理」における所定の手続きを行う。

第2節 二次災害の防止活動（建設課・都市整備課・消防本部）

余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止施策を講じる。

1 水害・土砂災害対策

- (1) 市は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。
- (2) 国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

市は、受領した情報に基づき適切な対策を実施する。

2 建築物、構造物の倒壊

市は、余震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

(1) 「被災建築物の応急危険度判定」

市域において、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定を実施する。

市は、市域における危険度判定活動の支援を県に要請する。

○「被災建築物応急危険度判定」

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

○「応急危険度判定士」

被災建築物応急危険度判定業務に従事する者として都道府県知事又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは全国被災建築物応急危険度判定協議会が認めるものの代表者が定める者をいう。

○「応急危険度判定コーディネーター」

判定の実施に当たり、危険度判定実施本部、危険度判定支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる者をいう。

(参 照) 被災建築物応急危険度判定要綱/全国被災建築物応急危険度判定協議会

(2) 被災宅地の応急危険度判定

市域において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図る。

市は、市域における危険度判定活動の支援を県に要請する。

○「宅地」

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

○「危険度判定」

被災宅地危険度判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

○「危険度判定実施本部」

危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

○「危険度判定支援本部」

被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、当該市町村を管轄する都道府県の災害対策本部に設置する組織をいう。

(参 照) 被災宅地危険度判定実施要綱/被災宅地危険度判定連絡協議会

3 高潮、波浪等の対策

市は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

4 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- (1) 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。
- (2) 市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第3節 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。

第 10 章 自発的支援の受入れ

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが、市及び関係団体は、それらの申入れに対して、適切に対応する。

第 1 節 ボランティアの受入れ（福祉事務所）

市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力の等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

災害ボランティアセンターの設置は、市域の被災状況を把握したうえで南国市社会福祉協議会が呼びかけ、災害ボランティアセンターの設置・運営の中核となる団体や市災害対策本部、「高知県災害ボランティア活動支援本部」と連絡を取り合い判断を行う。本市の災害ボランティアセンターは社会福祉センターに設置される計画となっている。

市、県、市社会福祉協議会等関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図る。

【資料編 南国市災害ボランティアセンター設置マニュアル】

（参 照）災害ボランティア活動支援マニュアル/社会福祉法人高知県社会福祉協議会

以下、「災害ボランティア活動支援マニュアル」P7 を転載

【「災害ボランティアセンター」と「市町村災害対策本部」との連携に関する具体例】

○災害ボランティアセンターの設置における連携

「災害ボランティアセンター」の設置に当たっては、「災害対策本部」と連絡を取り合い、円滑に連絡が取れるようにしておきます。

また、「災害ボランティアセンター」を公共施設に設置する場合や活動資機材を調達する場合などは、「災害対策本部」と密接に連携し、準備をすすめることも必要です。

○被災地のニーズに対応する際の連携

被災地の復旧・復興の活動における両者の特徴は、「災害対策本部」が市町村全域に関わる「公的な全体対応」であるのに対し、「災害ボランティアセンター」は被災地の一人一人のニーズへの「個別対応」です。

しかし、「災害対策本部」でないと対応できないライフラインや道路等の応急復旧や医療に関する要請が「災害ボランティアセンター」に寄せられる場合もあります。

被災地の住民から寄せられる多種多様なニーズに円滑に対応するためには、常時、連携を図っていくことが大切です。

○災害ボランティアセンターの運営における連携

「災害ボランティアセンター」において、ボランティアが活動するうえで、「災害対策本部」と連携することが大切になってきます。

被災地のゴミを処理した後のゴミ集積所への搬入、避難所生活や仮設住宅生活を支援するためのルール共有、高齢者や障害者等の災害時要援護者の把握など、常時、連携することで、ボランティア活動が円滑にすすみます。

以上のことから、「災害対策本部」と「災害ボランティアセンター」の両者に連携担当スタッフを位置づけるなどの体制づくりが必要になってきます。

過去の災害では、「災害ボランティアセンター」に「災害対策本部」の職員を連絡員として常駐させていたケースもあるほか、「災害対策本部」の会議や「災害ボランティアセンター」のスタッフミーティングにお互いのスタッフが出席しているケースもあります。

第2節 義援物資、義援金の受入れ（福祉事務所・会計課）

1 義援物資の受入れ

市は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県及び報道機関等の協力を得て周知する。

また、現地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努める。義援物資の受入れに当たっては、品名、数量を明示する等、円滑かつ迅速な仕分け・配送が行える梱包とするよう依頼する。

(1) 義援物資の受付

救護物資福祉班は義援物資受払簿を作成し、義援物資の寄贈があったときは、寄贈者に受領書を交付するとともに、受付年月日、品名、数量、寄贈者の住所氏名等を義援物資受払簿に記載して受付の状況を明らかにしておくものとする。

(2) 義援物資の配分

義援物資は受け付け終了後直ちに配分することとするが、やむを得ない場合は、施設の状況を確認のうえ一時保管し、できるだけ早期に配分するものとする。義援物資は義援物資受払簿へ記載のうえ配分するものとする。

2 義援金の受入れ

(1) 義援金の受付

義援金の受入口座は南国市会計管理者口座とする。

出納班は義援金出納簿を作成し、義援金の寄贈があったときは、寄贈者に受領書を交付するとともに、受付年月日、金額、寄贈者の住所氏名を義援金出納簿に記載して受付の状況を明らかにしておくものとする。

現金（小切手を含む。）で受領する場合は出納班が受け付けを行い、速やかに義援金の受入口座に預け入れるものとする。

(2) 義援金の配分

義援金配分委員会（副市長、会計課長、総務課長、財政課長、福祉事務所長、教育委員会学校教育課長を委員とする。）を設置し、公平かつ迅速な配分を実施する。

(3) 義援金の支出

被災者等への配分のため、義援金を支出する場合は、南国市財務規則を準用し、義援金出納簿へ記載のうえ支出するものとする。

(4) 被災者等への配布

市が、直接被災者等へ見舞金を配布する場合は、市長若しくは市長が指名する職員が義援金である旨を口頭で説明したうえで直接被災者等に手交し、受領書を徴するものとする。

第 4 部 災害復旧・復興

災害復旧や被災者支援についての制度については、内閣府政策統括官（防災担当）発行の「被災者支援に関する各種制度の概要」に記載されており、災害発生時には、被災者への周知・説明と円滑な制度の実施が、被災者の自立した生活につながると考えられることから、被害認定に係る研修会を含む、内閣府等の行うこれらの研修会に参加し、実務への習熟に取り組む。また、市の支援制度についても十分に周知して、円滑な実施に努める。

以下、一般対策編 第4部 災害復旧・復興及び資料編を参照。

津 波 災 害 対 策

第 1 部 総則

第 1 章 計画の趣旨

計画の目的や効果的な推進及び重点を置くべき事項等について定める。

第 1 節 計画の目的

「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づくこの計画は、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災や平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を礎に、近年の社会構造の変化等を踏まえ、本市に係る各種の災害に関し、市の処理すべき事務並びに業務を中心として、防災関係機関、住民、事業者それぞれの役割を明確にして市域における防災上必要な施策を定め、災害の拡大防止と被害の軽減を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第 2 節 計画の構成

南国市地域防災計画は「一般対策編」、「地震・津波対策編」及び各「資料編」とし、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条の規定に基づく「南国市水防計画」とも十分な調整を図る。

本計画においては、地震災害、津波災害、風水害（自然災害）及び航空災害、道路災害、鉄道災害、大規模な火事災害、林野火災、危険物等災害、海上災害、原子力災害など大規模な事故による被害（事故災害）並びに不発弾等処理とし、それぞれに対する予防、応急、復旧・復興の各段階においてとるべき対策を記述する。

一般対策編：総則、風水害対策、大規模な事故による被害（事故災害）対策、不発弾等処理対策

一般対策資料編：上記を補完する資料

地震津波対策編：総則、地震災害対策、津波災害対策

地震・津波対策資料編：上記を補完する資料

第3節 重点を置くべき事項

本県は南海トラフを震源とする地震に、おおむね100年～150年の周期で繰り返し襲われてきた。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、世界的に見ても記録に残る範囲においては史上4番目の大きさとなるマグニチュード9.0を記録した巨大地震であった。

東北から関東地方に至る太平洋岸全体にわたる広範な範囲に甚大な被害を及ぼした大津波は、一部で遡上高約40mの高さに達し、沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

中央防災会議は、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（平成23年9月28日）において、津波対策を早急に見直し、近い将来発生が懸念される南海トラフの巨大な地震・津波に対して万全に備えなければならないとし、今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきであるとの報告を公表した。

本市においては、こうした東日本大震災の教訓や、南海トラフの地震想定に基づき、「生命の安全確保」を最優先に考え、津波避難対策、建築物の耐震対策・耐浪化対策、人づくり・地域づくり対策等を進め、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となった予防対策の推進に努める。

第1 津波被害を軽減するための対策について

1 基本的な考え方

(1) ソフト対策による減災対策

「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要で、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを越える津波に対しては、防災教育の徹底やハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を講ずる。

(2) ソフト対策とハード対策の一体的な取組

総合的な津波対策を進めるために、迅速かつ確実な住民等の避難行動を基本としつつ、浸水リスクを軽減する土地利用や津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等を整備するなど、ソフト対策とハード対策の組み合わせについて、各地域の状況を踏まえ、一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築する。

(3) 津波避難施設の充実

津波から身を守るためには、強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難することが基本であるが、本市沿岸部の地形的条件を考慮したうえで、避難施設の拡充を図る。

2 円滑な避難行動のための体制整備とルールづくり

(1) 津波警報や避難指示のほか、警報自体の内容改善、情報伝達体制の充実・強化

- (2) 近い将来発生が懸念される南海トラフの巨大地震への備えの充実・強化
- (3) 具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実等を図り、まちづくりと一体となった地域防災力の向上
- (4) 津波警報等の情報伝達体制の充実・強化
- (5) 避難場所・避難路等の適切な選定

3 地震・津波に強いまちづくり

- (1) 最大クラスの津波（レベル2の津波）による浸水リスクを住民に周知したうえで防災に配慮した土地利用も組み合わせた対策
- (2) 避難場所、津波避難タワー等、避難路、避難階段等の整備及び津波避難ビル等の確保等の避難関連施設の充実
- (3) 避難関連施設の位置や方向などをまちの至る所に分かりやすく表示する取組
- (4) 避難施設等の建物の耐震・耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化の推進

4 地域防災計画と都市計画の連携

- (1) 地域防災計画と都市計画が有機的に連携した安全なまちづくりの推進
- (2) 庁内における防災部局と都市計画部局等の関連部局の連携による防災対策

5 津波に対する防災意識の向上

- (1) 徒歩避難原則の徹底等と避難意識の啓発
- (2) 地域が一体となり避難することの重要性の啓発や地域の防災リーダーの育成による地域防災力の向上
- (3) 地震・津波発生後の孤立地区に対する連絡体制の確保
- (4) 地域完結型の備蓄施設と備蓄品の確保
- (5) 地震・津波発生後の避難生活を考慮した自主防災組織の育成

第4節 計画の効果的な推進

- 1 この防災計画の策定に当たっては、本市の地域の自然的、社会的条件等を踏まえて、防災基本計画及び高知県地域防災計画に記述する各事項を検討のうえ、必要な事項を記載し、また、本市の特性上、必要な事項を、適宜付加する。
- 2 この防災計画を効率的に推進するため関係部署、関係機関との連携を図り、次の3点を実行する。
 - ・必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底

- ・計画、マニュアルの定期的な点検
- ・他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

第 5 節 計画の修正

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、南国市防災会議は毎年、本計画に検討を加え、必要があると認められるときは、修正を加える。

〔資料編 南国市防災会議条例〕

〔注記〕 本計画における用語について

住民	市の地域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等
災害時要援護者	高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、防災知識の習得、災害発生時の危険の察知や迅速な行動が困難なため、身を守るために援護が必要な者等
防災関係機関	国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関
関係機関	防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関
県	県の部局、県警察及び出先機関、教育委員会等
市	市の部課、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団を含む。）
自衛隊	陸上、海上及び航空自衛隊
ライフライン	電力、ガス、上下水道、及び通信の事業

第 2 章以降は 地震災害対策 第 1 部 第 2 章、第 3 章、第 4 章、第 5 章 を参照

第 2 部 災害予防対策

第1章 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

市は、津波災害対策の検討に当たり、南海トラフの巨大地震モデル検討会による「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について」（平成24年12月）に基づく高知県の市町村別被害想定結果を、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波による被害想定とし、市域における被害の全体像を明確化したうえで、対策の立案に努めるものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討しておくものとする。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、被害想定や被災シナリオには一定の限界があることに留意するものとする。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

以下、第1部 総則 第2章 第4節 被害想定 を参照

第2章 津波に強いまちづくり

第1節 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

1 津波の想定

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2の津波）
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1の津波）

2 地域の状況に応じた総合的な対策

最大クラスの津波（レベル2の津波）に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に以下のような対策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに沿岸部の産業・物流機能への被害軽減など、本市の状況に応じた総合的な対策を講じる。

- (1) 住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備
- (2) 浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用
- (3) 土地のかさ上げ
- (4) 避難場所、津波避難タワー等、避難路、避難階段等の整備及び津波避難ビル等の確保等の警戒避難体制の整備
- (5) 津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策

3 海岸保全施設等の整備

比較的発生頻度の高い津波（レベル1の津波）に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第2節 津波に強いまちづくり（危機管理課・建設課・都市整備課）

1 津波に強いまちの形成

(1) 迅速かつ確実な避難

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い沿岸部では、津波避難タワー等の整備により、徒歩でおおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域は、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

(2) 津波浸水想定に基づく対策の推進

津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえて県が津波浸水想定を設定する。

市は、県と協力し、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行う。

(3) 津波に強いまちの形成

市は、以下の事項に留意して津波に強いまちの形成を図る。

ア 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画

イ できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所、津波避難タワー等、避難路、避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備

ウ 民間施設の活用による津波避難ビル等の避難関連施設の確保

エ 建築物や公共施設の耐浪化等

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

(4) 防災教育

市は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画策定、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

(5) 浸水実績及び津波浸水想定公表

市は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

(6) 行政関連施設、災害時要援護者施設

市は、行政関連施設、災害時要援護者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう努める。

やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図る。また、中長期的には浸水の危険性を踏まえ、危険性の低い場所へ誘導する。

特に、庁舎、消防署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、万全を期す。

(7) 津波災害警戒区域内の施設

市は、津波災害警戒区域の指定のあったとき、市の地域防災計画において、当該区域ごとに、以下の名称及び所在地等について定める。

ア 津波に関する情報

イ 予報及び警報伝達に関する事項

ウ 避難場所及び避難経路に関する事項

エ 津波避難訓練に関する事項

オ 主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設

カ 学校

キ 医療施設

(8) 津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法

市は、市の地域防災計画において、津波浸水想定区域の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

〔資料編 災害時要援護者施設（津波浸水想定区域）〕

(9) 津波災害警戒区域の住民への周知

津波災害警戒区域が市域に含まれるときは、市の地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(10) 避難訓練に必要な助言又は勧告等

市は、津波浸水想定区域等の避難促進施設に係る避難確保計画の策定又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

(11) 生活や産業への被害の軽減

市は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、津波浸水想定区域にある工場、物流拠点などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する。

こうした考え方にに基づき市は、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組を進める。

(12) 河川堤防の整備等

市は、河川堤防の整備等を関係機関と連携し、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

(13) 緊急輸送ルートの確保

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

2 避難関連施設の整備

- (1) 市は、避難場所の整備に当たり、これらを津波からの避難場所として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。
- (2) 市は、津波からの避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。
- (3) 市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に津波からの避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の津波からの避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざというときに確実に避難できるような体制の構築に努める。

[資料編 協定に基づく緊急避難場所・避難ビル等]

- (4) 市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

一般対策編 第2部 第4章 第1節 第2 3 避難場所等の選定 を参照。

3 建物の安全化

- (1) 市及び施設管理者は、駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要援護者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 市は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において災害時要援護者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- (3) 市は、津波浸水想定地域における児童・生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

4 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (2) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。特に、災害拠点病院、広域的な災害拠点病院等の人命に関わる重要施設へのライフラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行う。
- (3) 市は、防災関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。
- (4) 市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

5 危険物施設等の安全確保

市及び防災関係機関は、危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

6 災害応急対策等への備え

市は、津波が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第5章を参照）を平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。

市は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

第3章 住民の防災活動の促進

第1節 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

第2節 防災知識の普及、訓練(危機管理課・企画課・福祉事務所・教育委員会・消防本部)

1 防災知識の普及

(1) わかりやすい情報の発信

市は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データはわかりやすい表現で発信するよう努める。

(2) 危険性の周知

市は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及・啓発を図る。

ア 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、以下の避難行動に関する知識を啓発する。

(ア) 迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること

(イ) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること

(ウ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと

イ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

ウ 津波の特性に関する情報

(ア) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること

- (イ) 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
- (ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

エ 津波に関する想定・予測の不確実性について、以下の事項を踏まえた津波に対する考え方の徹底

- (ア) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- (イ) 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
- (ウ) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- (エ) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること

オ 予防・安全対策

3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の家庭での予防・安全対策

カ 警報等発表時や避難指示、避難勧告の発令時に取るべき行動、避難場所での行動

キ 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め

(3) 継続的な防災教育

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波等の教訓等について継続的な防災教育に努める。

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定の促進を図る。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(4) 津波災害と防災に関する住民の理解向上

市は、学校教育はもとよりさまざまな場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する住民の理解向上に努める。

(5) リスクコミュニケーション

市は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る。

(6) 防災知識の普及

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等のよりイメージしやすいものを活用するよう努める。

(7) 津波ハザードマップの整備

市は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

(8) 津波ハザードマップの活用

市は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

(9) 円滑な避難に向けた取組

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難関連施設の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

2 防災訓練の実施、指導

市は、以下の事項について防災訓練の実施及び指導を行う。

- (1) 防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施
- (2) 定期的な防災訓練を、夜間等さまざまな条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は実施に向けた指導
- (3) 津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟
- (4) 津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な内容に努めた訓練

3 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第3節 住民の防災活動の環境整備(危機管理課・福祉事務所・商工観光課・消防本部)

1 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化に向けて、以下の事項を実施する。

(1) 消防団の活性化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等、消防団の活性化と育成を図る。また、家庭の主婦を通じ火災予防思想の普及活動等を行う市域の女性防火クラブ及び南国市女性防火クラブ連合会の活性化と育成を図る。

(2) 地域コミュニティの防災体制の充実

市は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

(3) 防災活動の拠点となる施設の整備

市は、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための資機材の充実を図る。

(4) 自主防犯組織の訓練支援等

市は、警察等の協力のもと地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

2 防災ボランティア活動の環境整備

(1) 市は、平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

(2) 市は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を促進する。

3 企業防災の促進

(1) 企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

- (2) 市は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。
- (3) 市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第４節 災害教訓の伝承（教育委員会）

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第4章 観測の充実・強化等

市は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、初動時において、国の基準波高観測所の観測データ、沿岸部の固定カメラによる画像情報等を迅速に収集できる体制の整備を図る。また、津波避難タワーの整備状況にあわせて、沿岸部における津波監視体制の整備について検討するものとする。

第5章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

津波が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う。

平常時から市は関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、市は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

市は、水防計画の策定に当たっては、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

第1節 災害発生時直前対策関係

1 津波警報等の発表及び伝達

(1) 避難指示等伝達体制

市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の作成・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

(2) 伝達手段の多重化、多様化

市は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体の職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(3) 事前の伝達内容等の検討

市は、津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害者等の災害時要援護者や一時滞在者等に配慮する。

(4) 情報の発表・発令・伝達体制の整備

市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

2 住民等の避難誘導体制

(1) 津波避難計画の策定と住民への周知

市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、地域別津波避難計画策定の支援を行うとともに、その内容を地域住民等へ周知徹底を図る。

また市は、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所、津波避難タワー等、避難路、避難階段等の整備及び津波避難ビル等の確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

(2) 各施設等における津波避難計画の策定及び訓練の実施

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(3) 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、津波からの避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

(4) 避難誘導に係る行動ルールの設定

ア 市は、消防職員、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

イ 市は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

ウ 市は、高齢者や障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めることとする。また、災害時要援護

者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の一層の実施を図る。

エ 市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

オ 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(5) 防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策

市は、災害時要援護者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(6) 広域一時滞在に係る応援協定

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第2節 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

地震災害対策 第2部 第4章 第2節 1 において「地震」を「津波」に読替え参照

2 情報の分析整理

地震災害対策 第2部 第4章 第2節 2 を参照

3 通信手段の確保

地震災害対策 第2部 第4章 第2節 3 を参照

4 職員の体制

地震災害対策 第2部 第4章 第2節 4 を参照

5 応援協力体制の整備（防災関係機関相互の連携体制）

地震災害対策 第2部 第4章 第2節 5 を参照

6 市における業務継続性の確保

地震災害対策 第2部 第4章 第2節 6 を参照

7 防災中枢機能等の確保、充実

地震災害対策 第2部 第4章 第2節 7 を参照

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

地震災害対策 第2部 第4章 第3節 を参照

第4節 緊急輸送活動

地震災害対策 第2部 第4章 第4節 を参照

第5節 避難収容及び情報提供活動

平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

1 避難場所

(1) 津波からの避難場所

都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ、必要な数、規模の避難場所を、その管理者の同意を得たうえで、必要な数、規模の避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。なお、避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することが重要である。

一般対策編 第2部 第4章 第1節 第2 3 避難場所等の選定 を参照

[資料編 南国市地震・津波避難場所]

[資料編 協定に基づく緊急避難場所・避難ビル等]

(2) 避難場所の防災拠点化

市は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を津波からの避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(3) 施設・設備の整備

避難所として指定された建築物については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。

避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

(4) 必要な物資等の備蓄

指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(5) 避難所の運営管理のために必要な知識の普及

市は、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

一般対策編 第2部 第4章 第1節 第2 4 避難所の管理体制の整備 を参照

2 応急仮設住宅

地震災害対策 第2部 第4章 第5節 3 を参照

3 被災者等への的確な情報伝達活動

地震災害対策 第2部 第4章 第5節 4 を参照

第6節 物資の調達、供給活動

地震災害対策 第2部 第4章 第6節 を参照

第7節 応急復旧及び二次災害の防止活動

地震災害対策 第2部 第4章 第8節 を参照

第8節 防災訓練の実施

地震災害対策 第2部 第4章 第9節 を参照

第9節 災害復旧・復興への備え

地震災害対策 第2部 第4章 第10節 を参照

第 3 部 災害応急対策

応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一次的には市が当たり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。また、地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に応急対策を支援する。

津波災害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備し、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害等）の防止を行っていくこととなる。このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1章 災害発生直前の対策

第1節 津波警報の伝達

1 全国瞬時警報システム（J－ALERT）

津波警報等は、気象庁から消防庁、消防庁から全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、県、市に伝達される。

2 住民等への伝達

県、市、放送事業者等は、伝達を受けた津波警報等を地域衛星通信ネットワーク、市防災行政無線等により住民等への伝達に努める。

3 避難勧告、避難指示

県、市は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告、避難指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

4 津波警報、避難勧告等の伝達

津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

5 緊急地震速報への対応、地震情報の種類と内容及び津波警報等

① 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。

街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

注)

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

② 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度 3 以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・ 震度 3 以上 ・ 津波警報又は注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・ 震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・ 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

③ 津波警報等

ア 津波警報・注意報（平成 25 年 3 月 7 日 12:00 までの運用）

津波による災害の発生が予想される場合に、津波警報（大津波、津波）又は津波注意報を発表する。

津波警報・注意報の種類ととるべき行動等（本表は平成 25 年 3 月 7 日 12:00 までの運用）

種類		発表基準	解 説	発表される 津波の高さ	とるべき 行動
津波 警報	大津 波	予想される津波の高さ が高いところで 3 m 以 上である場合	高いところで 3 m 程度以上の津 波が予想されま すので、厳重に警 戒してください。	3m、 4m、 6m、 8m、 10m 以上	陸域に津波が 及び浸水する おそれがある ため、沿岸部 や川沿いにい る人は直ちに 安全な高い場 所へ避難す る。
	津波	予想される津波の高さ が高いところで 1 m 以 上 3 m 未満である場合	高いところで 2 m 程度の津波が 予想されますの で、警戒してくだ さい。	1m、 2m	
津波注意報		予想される津波の高さ が高いところで、0.2 m 以上 1 m 未満である 場合であって津波によ る災害のおそれがある 場合	高いところで 0.5m 程度の津波 が予想されます ので、注意してく ださい。	0.5m	海から上がり、 海岸には近付 かない。 海水浴や磯釣 りは危険なの で行わない。

注)

1. 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえ、気象庁では津波警報の改善に向けた検討を進め、平成 24 年 2 月に「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」を取りまとめた。気象庁では今後、この提言に沿って津波警報・注意報、津波情報の伝達内容等を見直し、改善した津波警報等の運用を、平成 25 年 3 月 7 日から開始することとしている。

イ 大津波警報、津波警報、津波注意報（平成 25 年 3 月 7 日 12:00 から運用）

津波による災害の発生が予想される場合には「津波注意報」を、重大な災害の発生が予想される場合には「大津波警報」又は「津波警報」を発表する（以下、これらをまとめて「津波警報等」と言う）。

津波警報等の種類ととるべき行動等（本表は平成 25 年 3 月 7 日 12:00 から運用）

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		とるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表※	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3 m を超える場合	10 m < 高さ	10 m 超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5 m < 高さ ≤ 10 m	10 m		
		3 m < 高さ ≤ 5 m	5 m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合	1 m < 高さ ≤ 3 m	3 m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m ≤ 高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 定性的表現で発表される津波の高さについて

地震規模（マグニチュード）が 8 を超えるような巨大地震の規模を数分内に精度よく推定することは、無理な場合がある。津波警報等を迅速に発表するため、即時に推定した地震規模が小さく見積もられているおそれがある場合、当該海域で想定される最大規模の地震が発生したものと見なし、予想される津波の高さを「巨大」等の定性的表現とした特別の大津波警報を直ちに発表する。このような大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定し、最大限の避難等防災対応をとる必要がある。

なお、地震発生からおよそ 15 分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想された津波の高さを数値で示す続報を発表する。

④ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準とその内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

⑤ 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。

津波情報の種類

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをm単位で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

第2節 住民等の避難誘導

市は、消防職団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や災害時要援護者の避難支援などの緊急対策を行う。

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施するうえで不可欠であり、このため、地震の規模や被害の程度に応じ、関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

市は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

収集・連絡された情報に基づく判断により、市は自ら又は他機関と連携をとりつつ応急対策の実施体制をとる。

第1節 災害情報の収集・連絡

1 津波に関する情報の連絡

津波警報等を、気象庁から連絡を受けた県は、市町村、関係機関等へ連絡する。

2 被害規模の早期把握のための活動

地震災害対策 第3部 第2章 第1節 2 を参照

3 津波発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

地震災害対策 第3部 第2章 第1節 3 を参照

4 一般被害情報等の収集・連絡

地震災害対策 第3部 第2章 第1節 4 を参照

5 応急対策活動情報の連絡

地震災害対策 第3部 第2章 第1節 5 を参照

6 被害状況の記録

地震災害対策 第3部 第2章 第1節 6 を参照

第2節 通信手段の確保

地震災害対策 第3部 第2章 第2節 を参照

第3節 発災後の活動体制

地震災害対策 第3部 第2章 第3節 を参照

第4節 広域的な応援体制

地震災害対策 第3部 第2章 第4節 を参照

第3章 救助・救急、医療及び消火活動

災害発生後、浸水地域に取り残されるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助・救急活動

地震災害対策 第3部 第3章 第1節 を参照

第2節 医療活動

地震災害対策 第3部 第3章 第2節 を参照

第3節 消火活動

地震災害対策 第3部 第3章 第3節 を参照

第4節 惨事ストレス対策

地震災害対策 第3部 第3章 第4節 を参照

第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

地震災害対策 第3部 第4章 において「地震」を「津波」に読替え参照

第5章 避難収容及び情報提供活動

津波のおそれのある場合又は発生した場合、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難場所に収容することにより、当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながる。また、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩となる環境の整備を図る。

以下、地震災害対策 第3部 第5章 第1節 以降を参照

第6章 物資の調達、供給活動の留意点

地震災害対策 第3部 第6章 を参照

第7章 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の処理を遅滞なく進める。

第1節 保健衛生

地震災害対策 第3部 第7章 第1節 を参照

第2節 防疫活動

市は、関係機関の協力を得て、災害時において生活環境の悪化、被災者の健康状態の悪化等のため感染症等の疾病患者が発生し、又はそのおそれがある場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この節において「法」という。）及び予防接種の規定するところにより迅速かつ適切な防疫活動を行い、感染症の発生、まん延の防止に努める。

また、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や食品加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

防疫活動の実施

法に基づき、知事から次の指示があった場合には、災害の規模及び態様に応じ、その期間及び範囲を定めて速やかに行わなければならない。

- (1) 汚染された場所の消毒に関する指示（法第27条第2項）
- (2) ねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示（法第28条第2項）
- (3) 物件の措置に関する指示（法第29条第2項）
- (4) 水の使用の制限等に関する指示（法第31条第2項）
- (5) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条。市長により実施されるのが適当な場合に限る。）

第3節 遺体の処理等

地震災害対策 第3部 第7章 第3節 を参照

第 8 章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

地震災害対策 第 3 部 第 8 章 を参照

第 9 章 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動

地震災害対策 第 3 部 第 9 章 を参照

第 10 章 自発的支援の受入れ

地震災害対策 第 3 部 第 10 章 を参照

第 4 部 災害復旧・復興

災害復旧や被災者支援についての制度については、内閣府政策統括官（防災担当）発行の「被災者支援に関する各種制度の概要」に記載されており、災害発生時には、被災者への周知・説明と円滑な制度の実施が、被災者の自立した生活につながると考えられることから、被害認定に係る研修会を含む、内閣府等の行うこれらの研修会に参加し、実務への習熟に取り組む。また、市の支援制度についても十分に周知して、円滑な実施に努める。

以下、一般対策編 第4部及び資料編を参照。